

# なぜ石本は信頼できないのか

## ——唐代墓誌の等級と尺寸と「唐令式」

戸崎哲彦

### はじめに

有所未安、則雖官本、古本、石本、不敢信。

中国の大儒、南宋の朱熹（1130-1200）が『韓愈集』を校勘するに当たって『昌黎先生集考異』の冒頭に方針として掲げた、有名な一文である<sup>1</sup>。

本来同一作品と思われるものであっても、集本で伝わるものと石本との間で文字記載に相異があることは早くから知られ、その正否が論じられてきた。石本は作者と同時代の石刻を採拓した直接性によって最も信頼するに足ると考えたのは北宋の歐陽修（1007-1072）である。拓本の収集家でもあったかれはそれに拠って集本を校勘する方法を開拓し、韓愈（768-824）の死後二百年間没落していた『韓集』の校定本を世に伝えた<sup>2</sup>。朱熹以前の大文豪・大学者であり、同じく韓愈の崇奉者でもあった。しかし朱熹に至ると、方崧卿（1135-1194）が校勘の範を垂れた細心緻密な『韓集舉正』で最も重視した官刻本や古鈔本の権威と伝統は固より<sup>3</sup>、大先輩歐陽修が最も信を置いた石本の現存でさえ、手放して信拠することはなかった。では、如何に正否を決定したのか。

悉考衆本之同異、而一以文勢、義理及它書之可證驗者決之。

理性を重んじる朱子学の真面目である。『詩経』を「淫奔の詩」と言い放ったように、経伝のみならず、文学の書にも、性理学の精神は発揮された。その後も歐陽修・方崧卿・朱熹の実・古・理の方法は並用されて進むが、近年に至って大量の石本が出現するようになると、再び石本の偏重が浮上してきた。石本に絶対の信頼を置くことは禁物であるが、しかし校勘で重要な一つである

<sup>1</sup> 朱熹『昌黎先生集考異』巻1、上海古籍書店1985年影印宋版、p1。

<sup>2</sup> 『新刊五百家註音辨昌黎先生文集』（南京図書館蔵宋本、北京図書館出版社影印2006年）に附録の張敦頤（1097-1183）「書韓文後」に「韓文自歐陽文忠公校故本於湮没二百年之後、天下所共傳而有也」。

<sup>3</sup> 詳しくは拙稿「日本鈔本紹定六年臨江軍刊王伯大《昌黎先生集音釋》與方崧卿佚書《韓詩編年箋校》」（『中國詩學』第22輯、2017年）。

ことも確かである。そこで集本と石本との関係について考える者も現れた<sup>4</sup>。そもそもなぜこのような異文が生じるのか、なぜ石本は信頼できないのか、どこまで信頼できるのか。両本の関係や正否・真贋を論ずる前に、一歩止まってこの点について対象を墓誌に限定して、考えてみたい。

## I 集本と石本の相異の原因

疑問の発端は近年出土した柳宗元（773-819）撰「唐故祕書省校書郎獨孤君（申叔）墓誌」<sup>5</sup>と集本の「亡友故祕書省校書郎獨孤君墓碣」との相異にある。後者は『柳集』四十五卷本卷11に、また『文苑英華』卷946、『全唐文』卷588にも収める。校勘を主にした研究には、周曉薇「新出土柳宗元撰『獨孤申叔墓誌』勘證」<sup>6</sup>、樊波・李舉綱「柳宗元撰寫的獨孤申叔墓誌」<sup>7</sup>、王其禕・周曉薇「擢擢其英煜煜其光—西安碑林新入藏柳宗元撰『獨孤申叔墓誌』箋證」<sup>8</sup>などがある<sup>9</sup>。ただしいずれにも不十分の憾みを禁じ得ない。これについては別稿に譲る<sup>10</sup>。

集本と石本が相異することは稀ではない。むしろ全く同一であることの方が珍しい。しかしそれは多くが数文字、数個所においてであり、この柳文は450

<sup>4</sup> 平岡武夫「石刻と文集との間—白居易の會王墓誌銘を讀む」、『中国の言語と文学—鳥居久靖先生華記念論集』鳥居久靖教授華甲記念会出版1972年；葉國良「石本與集本碑誌文異同問題研究」、『臺大中學報』8, 1996年；黃秀燕「石本與集本〈李密墓誌〉之比較及其意義」、『中正中文學術年刊』2, 1998年；礪波護「魏徵撰の李密墓誌銘—石刻と文集との間」、『東方學』103, 日本・東方学会2002年；陳尚君「新出土石刻與唐代文學研究」、『中國文學研究』28, 早稻田大学中国文学会2002年；劉真倫『韓愈集宋元傳本研究』第四編「石本」(p562-637), 中国社会科学出版社2004年；王水照等『中國古代文章學的成立與展開』、復旦大学出版社2011年；胡可先「新出土唐代詩人碑誌綜論」、『唐研究』17, 2014年；胡可先「韓愈〈寶牟墓誌〉考論」、『考古發現與唐代文學研究』、浙江大学出版社2014年。

<sup>5</sup> 1999年に西安市長安縣より出土、2000年に西安碑林博物館に収蔵。趙力光主編『西安碑林博物館新藏墓誌彙編（中）』（線裝書局2007年p602）、『北京大學圖書館新藏・金石拓本菁華1996-2012』（北京大學出版社2012年p208）が最も鮮明。

<sup>6</sup> 『中國典籍與文化』2002-03。

<sup>7</sup> 『文史知識』2005-12。

<sup>8</sup> 『書法叢刊』2007-5（總第99期）。

<sup>9</sup> 尹占華・韓文奇『柳宗元集校注』（中華書局2013年）には、なぜかこの石本が用いられていない。

<sup>10</sup> 拙稿「唐人集本與石本之異及其原因——以柳宗元撰《獨孤君（申叔）墓誌》為考察線索」（唐代文學國際學術研討會2016年9月成都・西南交通大學人文學院開催）提出論文で述べたが、公開された刊行物ではなく、別に投稿を予定している。

字ほどの短篇でありながら<sup>11</sup>、計約50字、全文の一割以上に及ぶ。同一人物についての同一作者による撰文にして内容の90%近くが同一であるから、本来は同一篇であったと考えられる。

凡そ集本と石本との相異は、たしかに「様々な状況が混合して出現している」<sup>12</sup>のであるが、文学研究において先決事項にして最重要であるのは撰者本人の所作であるか否かという点である。まず、この点から出発すれば、以下のような原因・理由が考えられる。

### 一：後人による伝写伝刻の失誤による相異

唐人の集本は一般には唐代の書写、宋代の校刊の過程を経て流布しており、誤字や脱字など、軽微な失誤が発生し、それらが踏襲されていくのは免れ得ない。いっぽう碑誌等の石本にはこれとは別の過程がある。原稿を書丹や鈎勒・鏤刻等してゆく、別人による書と刻の工程が加わり、さらに失誤の発生率は高くなる<sup>13</sup>。いわんや石匠・刻工には文学・文字の素養を有しない人が多い。朱熹は韓愈「柳州羅池廟碑」中の「團團」二字が「團圓」に作られている単純な誤刻を、石本が信頼できないことの証拠として挙げるが<sup>14</sup>、改刻や補刻の痕跡も時に見られる<sup>15</sup>。しかし魯魚馬馬のような例は、集本・石本を問わず、常習の失刻であって、相異の重大な部分ではない。

### 二：後人の摹刻・重刻あるいは偽刻による相異

版本には摹刻・重刻があるが、石本も同様である<sup>16</sup>。蘇軾書・韓愈撰の「荔子碑」には四刻が<sup>17</sup>、褚遂良書・太宗撰の「大唐三藏聖教序」には五刻の存在

<sup>11</sup> 本文441字+題名・署名15字、21行×22字。

<sup>12</sup> 葉國良「石本與集本碑誌文異同問題研究」（『臺大中文學報』第八期、1996年、p26）に「各種情況多係混合出現」として出現情況を分析して詳しい。

<sup>13</sup> 清・梁玉繩『誌銘廣例』卷1「書人脫誤不改」の条に「至石刻中，誤字脫字不可枚舉，大致皆仍而不改爾」（叢書集成初編第2629冊、p27）。

<sup>14</sup> 朱熹『昌黎先生集考異』卷8「柳州羅池廟碑」に「後鏤改之，今尚可見，則亦石本不能無誤之一證也」（上海古籍書店1985年影印宋版、p304）。

<sup>15</sup> 『唐代墓誌彙編』（上海古籍出版社1992年）の咸亨022、咸亨036、咸亨081、垂拱007、天授034、神龍029、開元159、開元447、貞元038。

<sup>16</sup> 『唐代墓誌彙編』の麟德028は摸刻、『唐代墓誌彙編』の大中085は重刻。また歐陽脩『集古録跋尾』卷8「唐柳宗元般舟和尚碑」に「子厚所書碑，世頗多有，書既非工而字畫多不同，疑喜子厚者竊借其名以為重」。

<sup>17</sup> 「柳州羅池廟碑」の後一半、いわゆる「迎享送神詩」。韓愈が柳宗元の事を記し、蘇軾が書したことのよって三絶碑と称された。重刻は少なくとも柳州柳侯祠、永州柳子廟、眉州三蘇祠、黃州景蘇園にある。

が知られている<sup>18</sup>。また、版本には偶に偽刻本があるが、これも同様である。書者や撰人あるいは生前の墓主が著名であればあるほど、偽造率は高い。柳公権書「九疑山賦」がそうであり<sup>19</sup>、欧陽詢・褚遂良等の書した「墓誌」に至っては頗る多い<sup>20</sup>。贋作は当然ながら多くが名人の集本に拠って造られる。清拓本の李翱撰「唐故叔氏（李術）墓誌銘」<sup>21</sup>、新出土の韓愈撰「大唐故殿中侍御史隴西李府君墓誌銘并序」<sup>22</sup>もその疑いがあるという<sup>23</sup>。

### 三：初稿本と更定本の相異

以上は不注意あるいは故意による、他人の手によって発生する相異の例であるが、後日、作者自身によって、多くが恐らく文集編次の時に、あるいは事前に編集を意識して、修正されたことによる相異がある。たとえば先の柳文でいえば、石本の「李行純」が集本では「李行諶」に作られている。これは撰文後に憲宗（李純）が即位（永貞元年(805)8月）したことによって「純」字を避諱して改められたものである。

また、作者自身による初稿本と更定本の複数本も存在する<sup>24</sup>。しかし更定者が作者であり、訂正や潤色等のために行ったのか、あるいは後人が誤写・誤

<sup>18</sup> 葉昌熾《語石》卷10「古碑一刻再刻」、中華書局1994年、p536。

<sup>19</sup> 拙文「柳公權書『九疑山賦』拓本辨偽」、《湖南科技学院學報》2010-9（総156期）。

<sup>20</sup> 『唐代墓誌彙編』によれば、王陽詢に偽託された作に武德001・武德002・貞觀023、褚遂良に偽託された作に永徽028がある。

<sup>21</sup> 陸耀遹撰、陸增祥校訂《金石續編》卷9「李術墓誌銘」に「後人就集本（『李文公（翱）集』）上石，詭為出土。書刻并劣。集本題『叔氏墓誌銘』，石本加唐故二字，……録而摘之，以懲贋託。』《石刻史料新編》第1輯、台灣・新文豐出版公司1977年、p3189上。『唐代墓誌彙編（下）』（p1997）元和070「唐故叔氏墓誌」は『金石續編』に従って偽作とする。なお、『唐代墓誌彙編』は「雖係偽作，但可備考證者，則仍予收入」（上冊「編輯說明」p2）が編集方針。

<sup>22</sup> 『隋唐五代墓誌匯編・洛陽卷（13）』に「1929年夏出土於河南省洛陽市」、天津古籍出版社1991年、p13。『北京圖書館藏中國歷代石刻拓本匯編・唐（27）』、中州古籍出版社1988年、p82。

<sup>23</sup> 劉真倫《韓愈文集彙校箋注（5）》に「與文讜注所引石本不同，所出異文，亦大多沿自集本或集注，疑為贋本。」中華書局2010年、p2023。劉真倫《韓愈集宋元傳本研究》第四編「石本」には「集本某些異文當為韓愈本人編集時修改的結果」というのみ。中国社会科学出版社2004年、p602。異文が多く、「親戚無一退言」下の文讜註に「（一退言）石本作『問言』。『石本』が引かれるのはこの一条のみ。文讜は南宋初の人であり、その云う「石本」とは恐らく墓誌ではなく、碑碣の類であり、あるいは「石」字が誤識の可能性も考えられ、また題下「補註」にいう「今武侯祠碑陰題名虛中焉」なる者を指すのではなからうか。

<sup>24</sup> 『韓集舉正』卷1「元和聖德詩」の「通達今古」下に「蓋公初成進本也，晚年實從今本。公他文有異者，當以此推之。」汲古書院2002年影印宋版、p14；『昌黎先生集考異』卷8「柳子厚」の「貞元十九年……出為刺史」下に「疑初本直書，後乃更定也。」p308。

刻・校正したものであるのかは、多くの場合、確定は困難である<sup>25</sup>。ただ碑誌等が上石された段階で作者がそれを改易することはまず不可能であり、異文の出現となる。韓愈の名文「平淮西碑」は立石後に文字が削られ、翰林学士段文昌による改撰を余儀なくされたが、それは依頼者が皇帝憲宗であったことによる<sup>26</sup>。

#### 四：「墓誌」と「墓碑」の相異

石本の多数を占めるのは墓碑・墓誌の類である。先の柳文は集本では「亡友故……墓碣」と題し、石本では「故……墓志」と題しているが、そもそも墓碑碣と墓誌とがほんらい異なるものであることに注意する者は少ない。

梁・昭明『文選』は「碑文」と「墓誌」とに分類しており<sup>27</sup>、また唐・封演『封氏聞見記』も「石誌」と「碑碣」の条に分けて次のようにいう<sup>28</sup>。

古葬無“石誌”，近代貴賤〔通〕用之。……儉所著『喪禮』云：“施‘石誌’於墳裏。

墓前“碑碣”，未詳所起。

「石誌」とは齊・王儉（452-489）『喪禮』（早佚）に見えたものを受けた語彙である。詳しくは後述。凡そ唐人の墓誌・墓碑・墓版等の類は墓壙内に納めて平置され、したがって後人が目睹することは通常あり得ないが、墓碑・墓碣・墓表・神道表等の類は地上、墓左に立れられ、衆目の睹る所となる。近年出土の唐「墓誌」はいずれも本来は墓壙に在った。墓誌と墓碣は所在場所を異にし、また記される内容も同じではない。韓愈「韋公（丹）墓誌銘」に

碑于墓前，維昭美故（墓碑）；納銘墓中，以識公墓（墓誌）。

<sup>25</sup> たとえば白居易「唐會王墓誌銘」の出土石刻について、平岡武夫「石刻と文集との間—白居易の會王墓誌銘を読む」（『中國の言語と文化』1972年）、礪波護「魏徵撰の李密墓誌銘—石刻と文集の間」（『東方學』103, 2002年、p7）は白居易が推敲して添削したものを見做すが、葉國良「石本與集本碑誌文異同問題研究」（『臺大中文學報』8, 1996年、p29）は「皇家略作修改後刻石，而集本則收錄原稿，故有不同」、と喪家の改易とする。また、劉真倫『韓愈集宋元傳本研究』（p587）は「李觀墓誌銘」の集本と石本の異同について「文意並無大異，多數為語言潤色而已。此篇……句上，集本增“食大學之祿”五字，……句上，集本增“賣馬”二字，均使文意更為充實完善，顯然是作者自己潤色的結果」、作者自身の加筆とするが、確証を欠く。

<sup>26</sup> 『舊唐書』卷160「韓愈傳」に「詔愈撰「平淮西碑」，其辭多敘裴度事。時先入蔡州擒吳元濟，李愬功第一。愬不平之。妻（安公主の女）出入禁中，因訴碑文不實。詔令磨愈文。憲宗命翰林學士段文昌重撰文勒石」。また、李商隱の長篇詩「韓碑」にも詳しい。

<sup>27</sup> 卷59。「墓誌」では梁・任彦昇（昉：460-508）「劉先生夫人墓誌」一首を収めるのみ。

<sup>28</sup> 趙貞信『封氏聞見記校注』卷6、中華書局2005年、「石誌」p56、「碑碣」p57。

といい、また皇甫湜「韓文公墓誌銘」に

器而敘銘其墓，其詳將揭之於神道碑。

というのがそれである。したがって

凡碑碣表於外者，文則稍詳；誌銘埋於壙者，文者嚴謹。

という<sup>29</sup>、両文の特徴・相異点が指摘される。ただし必ずしもそうではない。

柳文の「獨孤君墓志」と「獨孤君墓碣」がその例である。

凡そ同一人物の碑と誌の撰文者には三つの組み合わせがある。(一) 墓碑と墓誌が二人によって別々に作られる。(二) 同一人物が碑と誌の二文を別々に作る。韓愈に「劉統軍(昌裔)碑」と「統軍劉公(昌裔)墓誌銘」、「王公(仲舒)神道碑銘」と「王公(仲舒)墓誌銘」がある。同一人物について同一作者による作であるから、内容や表現に重なる部分は当然存在するが、基本的には全く異なる文と意識されて新たに作られている。(三) 同一人物が一文を作り、墓誌と墓碑との両方に用いる。韓愈の「柳宗元誌」や「韋丹碑」も「一文兩刻，一碑一誌者不少」<sup>30</sup>とされるが、恐らくこれは当時一般的な傾向ではなかったか。韓・柳と同世代の范伝正による「李白墓誌[碑]」(元和十二年)に次のように見える。

今士大夫之葬，必誌于墓，有勳庸、道德之家，兼豎[樹]碑于[於]道。余才術貧虛，不能兩致，今作《新墓銘》輒刊二石，一實于[於]泉扃(墓誌)，一表於道路(墓碑)，亦峴首漢川之義也，庶芳聲之不泯焉。……猗歎琢石為二碑，一臨[藏]幽壤[隧](墓誌)一臨岐[歧](墓碑)。岸深谷高變化時，一存一毀名不虧。

今、[ ]で相異を示す。『英華』は「『贈左拾遺翰林供奉李白墓誌』范傳正」<sup>31</sup>に作り、集本附録では「『唐[贈]左拾遺翰林學士李公新墓碑』宣歙池等州觀察使范傳正」<sup>32</sup>に作る。正文にもやはり若干の相異が観られるが、それらは先

<sup>29</sup> 明・吳訥『文章辨體』卷首「目錄」の「卷四十八墓碑」下(48A): 于北山『文章辨體序說』香港・太平書局1965年、p53。誌簡、碑詳の説はまた黃宗義『金石要例』の「碑誌繁簡例」の条にも見える。

<sup>30</sup> 劉真倫『韓愈集宋元傳本研究』の「柳宗元誌」p619、「韋丹碑」p592。「柳宗元誌」については検討すべき点がある。拙稿「韓愈『柳子厚墓誌銘』考異」(中国古代散文國際學術研討会、2016年9月、廣西師範大學文學院)提出論文に詳しい。

<sup>31</sup> 『文苑英華』卷945、中華書局影印本、p4970。

<sup>32</sup> 宋蜀本(靜嘉堂文庫藏本等)、明影宋咸淳本、元刻蕭本、清王琦輯注本等集本および『全唐詩』卷614。詹鍇『李白全集校注彙釋集評』(百花文藝出版社1996年p10)が詳しく、諸集本で校勘しているが、『英華』や『唐詩紀事』が用いられていない。計有功『唐詩紀事』(嘉

に挙げた伝鈔伝刊の際に生じた数文字の、単純失誤の類に過ぎない。注目したいのは、「墓誌」といい、また「墓碑」というが、実は一文の両用であるという点である。現に文中に「誌于墓……兼豎碑于道」「兩致」「作『新墓銘』輒刊二石」と明言している。一文を二石に刻して「墓碑銘」と「墓誌銘」を造ったのである。なぜこのようなことをしたのか。「才術貧虚，不能兩致」とは作者自身の謙辞であって、范伝正は進士を経て博学宏詞科に高第しており<sup>33</sup>、柳宗元の親友でもあった<sup>34</sup>。後に觀察使となった、地位と文才ある范伝正でさえこのようであるから、一文両用は稀なことではなく、中唐ではすでに一般的なやり方であったと推測される。さらにいえば（一）や（二）の二文の撰は、貴顕にして財力のある富貴者のみがなし得たのである。

このようであるから、後に墓誌と墓碑とは混同され、一方によって一方が補正・補完されることがある。柳文「獨孤君墓碣」がその例である。『英華』本には「亡友故」が無く、「墓誌」に作り、他の部分においても、宋刻諸本『柳集』が伝わる中、ただ『英華』のみが石本と同じであるのは石本を参照していたからである。ただしそれは墓穴中の墓誌ではなく、地上の墓碑に拠ったはずである。

##### 五：手稿と石本の相異（1）：依頼者による改易

石本の代表である墓碑・墓誌は、依頼者である喪家が手稿を受領した後、書丹や上石の工程までの間に、字句を改め、添加・削除することがある。厳密に言えば必ずこの過程を経る。

（一）集本に頻見する「諱某」「郷曰某郷，原曰某原」等は、手稿と同じであり、後に喪家の手によって補填されるから石本とは当然異なる。この類は墓碑誌の一般書式であり、贅言を要しない。

たしかに「石本與集本有重大不同」の原因は「撰者與喪家認知不同」<sup>35</sup>である。撰者の認識に誤りがある場合、喪家はこれを訂正し、さらには意を以て改易する場合があり、しかもその意は様々である。墓碑・墓誌に限らず、およそ文とは主観的な表現・創作なのではあるが、他人が任意に改易できるものでは

定十七年〔1224〕王禕初刻〕卷40「范傳正」の条にはその半分が引用されており、『英華』本に近い。たとえば「一藏幽隧一臨歧」に作る。王仲鏞『唐詩紀事校箋（下）』巴蜀書社1989年、p1082。

<sup>33</sup>『舊唐書』卷185下、『新唐書』卷172に伝あり。

<sup>34</sup>『送寧國范（傳正）明府詩序』（卷22）、また「祭李中丞（汶）文」（卷40）に見える。

<sup>35</sup>葉國良「石本與集本碑誌文異同問題研究」p29。

ない。公開されるものであればなおさらである。先の韓愈「平淮西碑」などは特殊な例であるが、しかし少なくとも次のような場合、恐らく一般に依頼者の意が尊重され、改易も容認された。

(二)「唐令」にいう「諸碑碣：其文須實録，不得濫有褒飾」<sup>36</sup>の規定。先の出土「獨孤墓志」で「君之壽廿有七」六字に作る部分が集本では「短命」二字になっている。明白な相異であり、焉馬のような失誤ではない。その前行には「年廿二舉進士，又二年用博學宏詞為校書郎，又三年居父喪，未練而沒，蓋貞元十八年」の語があるから「君之壽廿有七」は誤りでなく、正に「實録」である。恐らくこれは「短命」の表現を嫌った喪家が事実を以て改易したのである。他人による原文の改竄ではあるが、しかし「其文須實録」に適合しており、虚偽でもなければ、濫りに潤色・溢美した「褒飾」にも当たらない。

(三)古礼にいう「銘之義，稱美不稱惡，此孝子孝孫之心也」<sup>37</sup>の大原則。最近出土した柳文「唐朗州員外司戶薛君妻崔氏（崔簡之女）墓志」<sup>38</sup>にも集本（巻13）の「朗州員外司戶薛君妻崔氏墓誌」と相異する部分がある。集本の「始簡以文雅清秀重於世，其後病惑，得罪投驩州」は、石本では「其後」の後に「病惑」の二字が無い。これが単なる失誤でないのは、また集本の「簡之温文，卒昏以易」が石本で「卒昏以易」を「亦紹其直」に作っていることから明白である。崔簡の服石は、柳文「祭姊夫崔使君簡文」（巻41）に「道不可常，病惑中途，悍石是餌，元精以渝」、また「崔君厝誌」（巻9）にも「後餌五石，病瘍且亂，故不承于初」とあるから<sup>39</sup>、明らかに中毒による「病惑」であり、集本

<sup>36</sup> 仁井田陞『唐令拾遺』32「喪葬令」、東京大学出版会1964年覆刻（初刻1933年）p832。

<sup>37</sup> 『禮記・祭統』に「夫鼎有銘。……以稱揚其先祖之美而明著之後世者也。……銘之義，稱美不稱惡，此孝子孝孫之心也」。また宋・曾鞏『元豐類稿』巻16「寄歐陽舍人書」に「夫銘誌之著於世，義近於史，而亦有與史異者。蓋史之於善惡，無所不書；而銘者，蓋古之人有功德、材行、志義之美者，懼後世之不知，則必銘而見之；或納於廟，或存於墓，一也。苟其人之惡，則於銘乎何有。此其所以與史異也」、明・吳訥『文章辨體』に「大抵碑銘所以論列德善功烈，雖銘之義，稱美弗稱惡，以盡孝子慈孫之心」というものはいずれもこの孝心から出る。また『論語』の「父為子隱，子為父隱，直在其中」、『孝經・開宗明義』の「夫孝，德之本也，教之所由生也。……揚名于後世，以顯父母，孝之終也」等も、同じ儒教教目を謂う。

<sup>38</sup> 1987年河南省鞏縣芝田官莊村より出土、後に鞏義市文保所（今の鞏義市博物館）に収蔵。拓本は『隋唐五代墓誌匯編・河南卷』（天津古籍出版社1991年、p96）、『新中國出土墓誌・河南（壹）上冊』（文物出版社1994年、p290）。

<sup>39</sup> また柳宗元「與崔饒〔連〕州論石鐘乳書」（巻32）に「聞子敬（簡字）時憤悶動作，……懼傷子敬醇懿，仍習謬誤。……今再三為言者，唯欲得其英精，以固子敬之壽，非以知藥石、角技能也」。

では忌避することなく、事実を記して「其文須實録」を遵守しているのである。しかし当の喪家は孝子としてその微辞婉語を嫌い、改易した。これは原文に表現された作者の意に違反するとはいえ、誌銘の原則「稱美不稱惡」を遵守するものであり、しかし先の「實録」とも異なる性質の例であるために区別しておく。

#### 六：手稿と石本との相異 (2)：墓誌石板との関係

相異の原因・背景には様々なものがあり、以上に挙げた所は、皇帝のための避諱を除いて、撰人あるいは他人、他人であっても喪家や後人に起因するものであるが、これらとは別に、全く客観的な物理的条件によって改易を余儀なくされる場合があり、それらが複合して原因をなしている。たとえば先の柳文は他にも意を以て改易されている部分があり、しかも長短ごまごまであるが、全体的には同じ文字数である、正確に言えば同じ行数内に収められている。これは墓誌の幅員と関係があるのではなからうか。仮に墓誌の石板のサイズに制限や規格があったとすれば、改易・補足する場合、それに制限されて長さを調整することが必要となり、そこで様々な相異が発生するはずである。この可能性を考えてみるのが本稿の主題である。

## II 「唐令式」と墓碑と墓誌

墓碑は墓前に、つまり地上に立てられ、墓誌は墓穴に、つまり地中に置かれる。その起源と展開の歴史を観れば、墓誌は碑碣に遡及できるとするのが、考古学での定説である<sup>40</sup>。魏・武帝は厚葬・立碑を禁止し、両晋はこれを沿襲したが、墓碑が縮小した形で地上から地下に隠れて墓誌となり<sup>41</sup>、隋唐に至って解禁された<sup>42</sup>。そのために墓誌は墓碑の形式を多く留めている<sup>43</sup>。このように両者には深い関係があるが、墓碑の制度については唐令に明文が存在し、しかし墓誌の方にはそれがなく、厳密に言えば伝わっておらず、不明な点が多い。

<sup>40</sup> 胡可先「墓誌の起源與墓誌文體的成立」(『考古發現與唐代文學研究』浙江大学出版社2014年p95)、毛遠明『碑刻文獻通論』(中華書局2009年p197)を参照。

<sup>41</sup> 『隋唐五代墓誌滙編』(天津古籍出版社1991年)「出版説明」(p1)に「人們的傳統習俗很難改變。既然不能立碑，便把東漢時風行的墓碑形體收縮，由地上埋入地下，變成了墓誌」。

<sup>42</sup> 王珂「墓誌銘與墓碑文考辨」(『中國社會科學報』第391期、2012年)に「魏晉時期的墓誌，仿照墓碑而制，直立在墓內」「禁止立碑的政策至隋唐之時，已基本解禁」。

<sup>43</sup> 『隋唐五代墓誌滙編・洛陽卷第一冊』の陳長安「前言」(p3)に「其形制多保留墓碑樣式」。葉國良『石學蠡探』(台北・大安出版社1989年p49)に「墓誌本為墓碑之變形，差別僅在埋於墓中或立於冢前而已」。

### 墓碑の規定と墓誌との関係

唐代の碑碣に関する規定があったことは、今日多くの文献史料に伝わる「唐喪葬令」に拠って知られる<sup>44</sup>。それは次のような内容であった。

諸碑碣：其文須實錄，不得濫有褒飾。五品以上立“碑”，螭首龜趺，趺上高不過九尺；七品以上立“碣”，圭首方趺，趺上不過四尺。若隱淪道素、孝義著聞，雖不仕亦立碣。石人、石獸之類：三品以上用六事，五品以上用四事。

碑碣には形状・規模などについて等級による差が設けられており、それは品階の高下に応じた規定であった。ただし史料によって相異があり、多くが「碑」の品階を「五」に作るが、「三」に作るものもある。唐朝が継承したとされる隋制では、厳密に言えば今本の『隋書』の記載では、「三」に作る<sup>45</sup>。また、後に金石学の基礎文献となる元・潘昂霄『金石例』の巻1「碑碣制度」<sup>46</sup>には次のように見える。

諸碑碣：其有〔文?〕皆須實錄，不得濫有褒飾。五品以上立碑，螭首龜趺；二〔三?〕品以上，上高不得過一丈二尺；五品以上，上高〔得〕不過九尺；七〔九?〕品以上立碣，圭首方趺，上〔高〕不〔得〕不過四尺。其執政官以上，聽立墳峯。

三品以上神道碑；碑於墓隧道之左面南立，螭首龜趺，有依品從合得尺寸。

これならば二品12尺・五品9尺・七品4尺と漸減しており、情理に適う。ただし「二品」の「二」は「三」の誤字であろう。さらに「七品」の「七」も「九」の誤字ではなかろうか。「不仕亦立碣」が可能ならば「碣」は「七品以上」に制限する必要はなく、「九品以上」であってもよい。また、五品と七品との差が9尺と4尺、つまり二倍以上というのも差があり過ぎる。「石人獸」では三品と五品とで分かれており、また両品が六事と四事という僅差であるのと比べて

<sup>44</sup>『開元禮』『唐六典』『通典』『唐會要』『柳宗元集』『白氏六帖事類集』等および『宋天聖喪葬令』。詳しくは仁井田陞『唐令拾遺』32「喪葬令」(p832)、池田温『唐令拾遺補』32「喪葬令」(p842)。

<sup>45</sup>『隋書・禮儀志三』に「在京師葬者，去城七里外，三品已上立碑……九尺。七品已上立碣……四尺」云々とあるが、元稹「南陽郡王（張奉國）贈某官碑文銘」（『全唐文』巻654）には「唐制：三品以上，歿既葬，碑於墓，以文其行」とある。池田『唐令拾遺補』の「基本資料追加」(p842)には元稹の文を引かない。また、『封氏聞見記』は『隋書』を引いて「三品」を「五品」に作り、趙超「試談北魏墓誌の等級制度」（『中原文物』2002-1）は北魏に規定があって後代に沿襲したとして『隋書』を引いて「三品」に作る（p63）。

<sup>46</sup>『石刻史料新編（第三輯）39』台湾・新文豐出版公司1986年、p517上。

も不自然である。「五」が誤字でなければ、脱字・脱文があるのではなかろうか。たとえば元和三年（808）<sup>47</sup>に

京兆尹鄭元修奏：“王公士庶喪葬節制：一品、二品、三品為一等，四品、五品為一等，六品至九品為一等。凡命婦各准本品，……廕子孫未有官者，降損有差。其凶器悉請以瓦、木為之。”是時厚喪成俗久矣，雖詔令頒下，事竟不行。

とされ、また元和六年（811）「條疏文武官及庶人喪事」<sup>48</sup>、会昌元年（841）の御史臺の奏請「條疏京城百寮及庶人喪葬事」<sup>49</sup>にも「三品以上：……五品以上：……。九品以上：……」の等級区分が示されている。そもそも唐代九品官人制度は古礼に因循して大きく三等級を基礎としていた。つまり「卿」上士に当たる三品以上、“大夫”中士の五品以上、九品以上の“士”下士がそれであり、喪礼においてもそれぞれ「薨」「卒」「死」の語によって区別された。したがって『金石例』の等級が、誤字はあるが、基本的には正確であり、「唐喪葬令」は次のような規定ではなかったか。

唐代諸碑碣		
二 [三] 品以上，上高不得過一丈二尺	螭首龜趺	碑
五品 以上，上高不得過 九尺		
七 [九?] 品以上，上高不得過 四尺	圭首方趺	碣

いっぽう墓誌についてはどうか。今日に伝存する「喪葬令」の「碑碣」の条には全く記載がない。ないのではなく、起源から観ても深い関係があるから、それに準じるものとして考えられていたのであろうか。先に指摘したように墓碑と墓誌に同一撰文を別々に刻して墓誌・墓碑とする、一文両用の風習があったのはそのことを想像させる。また、墓碑には「陰」があるが、墓誌の「蓋」がそれに当たるものと見做されていた。柳文「亡姊崔氏（簡）夫人墓誌蓋石文」<sup>50</sup>に次のように見える。

我伯姊之葬，良人博陵崔氏為之誌。……我之知不若崔之悉也。然而自筭而

<sup>47</sup>『唐會要』卷38「喪」、牛繼清『唐會要校證（上）』中華書局2012年、p597。

<sup>48</sup>『唐會要』卷38「喪」、『唐會要校證（上）』p597。また『五代會要』（中華書局1998年p102）巻8「喪葬上」に盧文紀「准元和六年十二月刑部兼京兆尹鄭元狀奏條疏文武官及庶人喪葬」を収める。『全唐文』巻855「盧文紀」では「請禁喪制踰式奏」と題する。『全唐文新編(16)』巻855、吉林文史出版社2000年、p10780。

<sup>49</sup>『唐會要』巻38「喪」、『唐會要校證』p599。

<sup>50</sup>『柳宗元集』四五巻本の巻13。

上以至于幼孩，崔固不若我之知也，又烏可以已。今之制，凡誌于墓者，琢密石，加蓋于其上，用敢附碑陰之義，假茲石而書焉。……遂濡血而書，以志終天之哀，與茲石永久。

「今之制」以下の一文は、恐らく唐喪葬令の節文ではなかろう。当時のやり方を述べたものであろうが、興味深い史料である。これによれば、墓碑は墓外に立てられて石板の表裏両面に書刻され、柳文「先侍御史府君神道表」に「附茲石以銘于背」という「先君石表陰先友記」（巻12）がそれである。いっぽう墓誌石板は墓内に平置されて上に「蓋」石が覆面する形で上下密着して一体となる。その蓋石の底面が墓碑の陰面に相当し、両面に書刻されるというわけである<sup>51</sup>。「墓誌蓋石文」とはこれを指す。

また、墓碑と墓誌とが併記されることもしばしばであり、『唐六典』巻10「著作局」<sup>52</sup>には

著作郎掌修撰碑誌、祝文、祭文，與佐郎分判局事。

とある。著作郎の職掌である「碑誌」の撰文とは「碑」と「誌」のことであろう。『通典』<sup>53</sup>の記載にも

初，著作郎掌修國史及製碑頌之屬。

とある。ここでは「碑頌」に作るが、「碑誌、祝文、祭文」の総称と考えられる。その中の「碑・誌」とは撰文する職務についていうものであるが、『唐六典』巻23「甄官署」<sup>54</sup>には次のように見える。

凡石作之類，有石磬、石人、石獸、石柱、碑碣、碾磴，出有方土，用有物宜。凡磚瓦之作、瓶缶之器，大小高下，各有程準。凡喪葬則供其明器之屬，〔別敕葬者供，餘並私備。〕三品以上九十事，五品以上六十事，九品已上四十事。當墳、當野、祖明、地軸、韃馬、偶人，其高各一尺；其餘音聲隊與僮僕之屬，威儀、服玩，各視生之品秩所有，以瓦、木為之，其長率七寸。

「石作之類」とは墓碑・墓誌のような石造をいうが、ここでは撰文の行為ではなく、材料についていうものであり、ここに「碑碣」は見えるが、「墓誌」の語は見えない。墓誌も「碑碣」と同じく石材が本体であるから、墓誌はそれ

<sup>51</sup> 葉昌熾『語石』、柯昌泗『語石異同評』巻4「墓誌」に「東魏齊周誌陰，文字雖少見，往往刻字於蓋之陰」というのはその早い例である。中華書局1994年、p251。

<sup>52</sup> 巻10「秘書省・著作局」、『唐六典』中華書局1992年、p302。

<sup>53</sup> 巻26「職官」の「著作郎」の条。『通典』中華書局1988年、p737。

<sup>54</sup> 『唐六典』中華書局1992年、p597。

に準ずるものとして扱われているのであろうか。ならば、「碑碣」ではなく、「碑・誌」とあってもよい。あるいは墓誌は墓内に置かれるから、随葬品として「明器之屬」と考えられていたのであろうか。

このように墓誌には碑碣と多くの類似点があって碑碣の規定に準ずるものであったとも想像されるが、しかし相異点も明白である。まず、墓外・墓内の位置がそうであるが、地上に立てられる碑碣の石板は一般に縦長であり、墓内に平置される墓誌は一般に正方形を呈する、つまり形状にも相異がある。しかし、その大きさ、正方形の一辺の長さをめぐっては、早くから諸説があった。

### 墓誌の大小をめぐる歴代の説

早くは先の元・潘昂霄『金石例』に次のように見える<sup>55</sup>。

墓誌：納之墓中，柩前平放，其狀如方石斗二，底撮，面平而不凹，大小無定制。

文字を刻むわけであるから凹凸がないのは当然であるが、サイズについては制定されてないという。ならば方30cmに作ろうが、方3mに作ろうが、喪家の自由裁量であったのかといえ、それは事実には合わないであろう。まず、石板の購入、さらに刻字・撰文に至っても経費を要する。『封氏聞見記』が

近代碑〔碣〕稍眾，有力之家多輦金帛以祈作者之諛，雖人子罔極之心，順情虛飾，遂成風俗。

というのは<sup>56</sup>、作者封演の生きた天宝から貞元の間、盛唐から中唐にかけてのことである。また、中晩唐に至っては

文宗時，長安中爭為碑志，若市買然。

という<sup>57</sup>、市のような殷賑ぶりであった。ちなみに碑誌の潤筆料は高額であり、韓愈「平淮西碑」の値は絹五百匹、皇甫湜「福先寺碑」は絹五千匹、韋貫之「(裴均)銘」は万緡という<sup>58</sup>。碑誌によって古文の実践を示した韓愈に至っては「一字之價，輦金如山」<sup>59</sup>であり、「諛墓」とも揶揄された<sup>60</sup>。当時著名な文

<sup>55</sup> 卷1「墓誌制度」p517。

<sup>56</sup> 『封氏聞見記校注』巻6「碑碣」p58。

<sup>57</sup> 南宋・洪邁『容齋隨筆・續筆』巻6「文字潤筆」、上海古籍出版社1978年、p285。

<sup>58</sup> 『容齋續筆』巻6「文字潤筆」、p285。

<sup>59</sup> 劉禹錫「祭韓吏部(愈)文」に「公鼎侯碑，誌隧(墓誌)表阡(墓碑)。一字之價，輦金如山。權豪來侮，人虎我鼠；然諾洞開，人金我灰」。

<sup>60</sup> 李商隱「雜記・記齊魯二生」の「劉又」の条に「聞韓愈善接天下士，步行歸之。……持愈金數斤去，曰：『此諛墓中之人得耳，不若與劉為壽。』愈不能止，復歸齊魯」。

士による撰文が高額であったことは容易に想像されるが、いずれにしても墓誌の制作には相当の費用が必要であった。元稹「開府儀同三司檢校兵部尚書兼左驍衛上將軍充大內皇城留守御史大夫上柱國南陽郡王（張奉國）贈某官碑文銘」<sup>61</sup>にはそのことを嘆く一文がある。

其子岌哭於其黨曰：“‘唐制：三品以上，歿既葬，碑於墓，以文其行。’我父當得碑，家且貧，無以買其文。”

先述の如く三品以上は墓碑の建立が認可されていたが、文散官「開府儀同三司」つまり従一品であっても、撰文してもらうには家貧しくて余裕がないという現実があった。墓碑には官品によるサイズ規定があったが、墓誌では自由であったならば、結局それは喪家の財力次第であったということになる。これでは秩序を乱す本であって墓碑に等級を設けた意味がない。次に合わない事実は現存する実物である。金石学の大家である清・王昶（1724-1806）は碑誌の歴史を考証して別の見解を示している<sup>62</sup>。

蓋石高不過二、三尺，横亦如之，壙中為地甚隘，所容止此。……唐之初盛，尚沿舊制，韓柳諸公所撰志文亦皆敘事肅括，言簡意該，故『昌黎集』中惟「韋丹墓志」篇幅稍長，餘皆無過千字者，以之勒石納壙，猶恢乎有餘也。

規定の有無そのものについては論及していないが、墓誌のサイズは墓壙内の面積と直接関係するという物理的理由から、一般にサイズは方2尺・3尺以内であり、1,000字以内であったとする。収集した膨大な数量の墓誌から帰納されたものとして説得力を有する。しかし墳墓の規模は一様ではなく、唐令には等級による規定があり、かつ時代によって改定されていた。今、初唐<sup>63</sup>・盛唐（開元二九年改定）<sup>64</sup>・中唐（元和間改定）<sup>65</sup>の史料によって表とグラフでそれを示しておく。本論文の篇末のFig.01を参照。

<sup>61</sup>『全唐文新編（11）』巻654、p7387。

<sup>62</sup>『金石萃編』巻27「北魏」—「司馬元興墓誌銘」下（35B）、『石刻史料新編（第1輯）1』p494上。劉鳳君「南北朝石刻墓誌形制探源」（『中原文物』1988-2、p77-78）に葉昌熾『語石』の「解釋」「葉說有一定的道理」というのは誤り。前に「王氏萃編曰」の五字がある。

<sup>63</sup>仁井田陞『唐令拾遺』32「喪葬令」p830。

<sup>64</sup>池田温『唐令拾遺補』32「喪葬令」p841、『唐會要』巻38「葬」（『唐會要校證』p596）。

<sup>65</sup>張昉『新集吉凶書儀』（大中十年856）巻3、趙和平『敦煌寫本書儀研究』新文豐出版公司1993年p569。それに「〔四尺〕二字試補」（p598）というものは事実に近いであろう。

墓位	初唐		開元二九年		元和間	
	方	高	方	高	高	位
一品	九十歩	一丈八尺	七十歩	一丈六尺	一丈二尺	三品已上
二品	八十歩	一丈六尺	六十歩	一丈四尺		
三品	七十歩	一丈四尺	五十歩	一丈二尺		
四品	六十歩	一丈二尺	四十歩	一丈一尺	九尺	五品已上
五品	五十歩	一丈	三十歩	九尺		
六品	二十歩	八尺	十五歩	七尺	七尺	七品已上
七品					六尺	九品已上
八品						
九品						
庶人	無歩〔尺〕数		七歩	四尺	四尺	庶人
	「六品以下不得過」(歩=5尺)					

品階と時代とによって墳墓の規模が異なり、一概に「壙中為地甚隘」であるとはいえない。また、時代が降るに随ってやや縮小されるが、九品では方15歩（15×5尺×0.3m=22.5m）・高6尺（1.8m）であり、誌石の倍半分の増減などは墓内の平置面積にほとんど影響ないといえよう。ここでは、開元二九年以前には「庶人先無歩數」<sup>66</sup>であり、整備・改定されていること、また盛唐の三品・五品・九品+庶人の3+1等級が中唐に至って三品・五品・七品・九品+庶人の4+1等級に変わったことに注意しておきたい。

なお、近年の考古学の研究によれば、三品以上は単室磚墓、五品以上は単室方形土洞墓、九品以上は単室の方形か長方形の土洞墓、無品官で地位を有する庶人は単室長方形土洞墓、一般民は“刀形”土洞墓であるという<sup>67</sup>。九品以上が方形・長方形のいずれかであったとするのは、五品以上と無品官との二類型が併用されたことになって不自然である。七品以上については、おそくとも元和年間には墓高が規定されているから、恐らく墳墓形状にも規定もあって区別されており、九品以上の二類型併用と考えられているのはこれと関係があろう。

そもそも「高不過二、三尺」とは、統計学的な手法による推定ではなく、全体的な傾向に対する印象であろう。また、「二、三尺」であるとしても、撰文においてその差は大きい。2尺か3尺かは面積でいえば倍以上の差となり、字数

<sup>66</sup> 『唐會要』卷38「葬」（『唐會要校證』p596）。「人」は李世民的諱「民」を避けたもの。

<sup>67</sup> 齊東方「唐代的喪葬觀念習俗與禮儀制度」、『考古學報』2006-1、p60。

はそれに比例する。同じ字径であれば、例えば1,000字と2,250字の開きが生じる。

では、今日では如何に考えられているのか。歴史学者趙超は次のようにいう<sup>68</sup>。

在北魏時期……形成了一套對墓誌外形尺寸以及雕飾的正式等級規定。雖然在顯有古代文獻中還不能找到有關記載，但是從實物中可以總結出這樣一套等級比較明確的墓誌使用制度。古代對於喪葬制度中的其他石刻，曾經有過具體規定，如『隋書·禮儀志三』載：“……三品以上立碑，螭首龜趺，趺上高不過九尺。七品以上立碣，高四尺，圭首方趺。”『大唐六典』卷四：“碑碣之制……。”由此可以想見，對於墓誌的尺寸是有過規定的，而且這種規定應該就是北魏時期的產物。後代的墓誌制度，基本上沿襲這一規定，或在此基礎上加以調整改動。<sup>69</sup>

伝存する「喪葬令」には「碑碣制」が示されており、墓主の生前の品階によって形状・規模が規定されていた。そこで墓誌にも当然規定があり、それは碑碣の場合と同じく北魏時代の規定を踏襲したものであると推測する。ただし墓誌については隋唐にも北魏にも明文はなく、そこで収集された墓誌によって統計学的手法による帰納が試みられる。その推定結果については後に詳述するが、まず、墓誌の規定の存在については、趙氏の論を含み、管見の及ぶ限りでは<sup>70</sup>、文献史料では「碑碣制」のみによった推測にすぎず、明確な根拠を示し

<sup>68</sup> 趙超「試談北魏墓誌の等級制度」、『中原文物』2002-1、p63。また趙超『古代墓志通論』（紫禁城出版社2003年、p97）に見える。趙超（1948-）は『唐代墓誌彙編』の副主編でもあり、著に『漢魏南北朝墓誌彙編』（天津古籍出版社1992年）、『中國古代石刻通論』（文物出版社1997年）、『新唐書宰相世系表集校』（中華書局1998年）、『石刻古文字』（文物出版社2006年）等あり。

<sup>69</sup> また王俊・邵磊「百濟武寧王墓誌與六朝墓誌の比較研究」（『南方文物』2008-3）にも「儘管以上所述僅就地面植立的碑碣而言，但由此可以想見，早期對於墓誌的尺寸也應是有所規定的，雖然目前在古代文獻中還未能發現相關的記載，但從出土墓誌實物中仍然可以總結出一些比較明顯的制度性特徵」という類似の記載が見られる。

<sup>70</sup> 徐萃芳「唐宋墓葬中的“明器神煞”與“墓儀”制度—讀〈大漢原陵秘葬經〉札記」（『考古』1963-2）、齊東方「試論西安地區唐代墓葬的等級制度」（『紀念北京大學考古專業三十周年論文集（1952-1982）』文物出版社1990年）、劉鳳君「南北朝石刻墓誌形制探源」（『中原文物』1988-2）、郝紅等「中原唐墓中的明器神煞制度」（『華夏考古』2000-4）、趙超「古代墓志通論」（紫禁城出版社2003年）、齊東方「唐代的喪葬觀念習俗與禮儀制度」（『考古學報』2006-1）、王俊・邵磊「百濟武寧王墓誌與六朝墓誌の比較研究」（『南方文物』2008-3）、程義等「『唐令喪葬令』諸明器條復原的再探討」（『中原文物』2012-5）、吳麗娛『終極之典—中古喪葬制度研究』（中華書局2012年）、王佳月「試論兩晉墓誌的演變和等級行」（『東南文化』2012-5）；王

たものがない。以下、いくつか同時代の具体的な記載根拠を提示し、続いて誌石の大小の実際について統計手法によって解析を試みる。

### Ⅲ 唐代の「誌石」と「唐令式」

唐礼や令式の中に、管見の限りでは注意した者がいないが、直接・間接に言及した墓誌についての記載があり、それによって規定と等級の存在が知られる。

#### 誌石と誌石車

『開元禮』卷139「凶禮」は葬儀礼の次第を具に叙述しており、その中に「誌石」なるものの言及が見られる。その「陳明器」の条に次のようにある<sup>71</sup>。

陳布吉凶儀仗，方相、誌石、大棺車及明器以下，陳於柩車之前。

葬儀では明器等、諸々の副葬品が台車や輿に載せて墓地に搬入されるが、その中に「誌石」と呼ばれているものがある。後文に「誌石車」という。「誌石」は「大棺車」と同様に台車に載せて運ばれた。この「誌石」なるものが、用途・文字表現からみて、墓誌を刻した石板を指すことは明らかである。ちなみに出土した唐代墓誌では首行には多くが「……墓誌」と題されているが、偶に「誌石」に作るものもある<sup>72</sup>。「墓誌」は撰せられた序・銘など、墓主について誌した文であり、最終的には石板に刻されるから「誌石」とも呼ばれた。次の「器行序」の条には以下のように見える。

先靈車，後次方相車，次誌石車，次大棺車，次輻車，〔誌石與大棺若先設者，不入陳布之次。四品以下無輻車。〕<sup>73</sup>次明器輿，次下帳輿，……次食輿，次銘旌，次纛，次鐸，次輻車（輻車）。

「誌石車」等、副葬品が墓前に順次配された後に、柩が下ろされる。哭の礼を尽くした後、「掩壙」の条に次のように見える。

静等「唐墓埋葬告身的等級問題」（『北京大學學報（哲學社會科學版）』50-4、2013年）等。

<sup>71</sup>『大唐開元禮』卷3「序例下・雜制」（汲古書院1972年、p34上、664上、665上、667上）。ほぼ同文の『開元禮纂類』が『通典』に見える。「碑碣、石獸」「方相、纛竿」「明器」は卷108「序例下」（p2811）に、また卷139に「陳明器」（p3536）、「器行序」（p3539）、「掩壙」（p3544）。

<sup>72</sup>たとえば「周故亡宮八品誌石」「大唐永泰公主志石文」。『唐代墓誌彙編（上）』神龍020、神龍027。

<sup>73</sup>〔 〕は原註。「輻車」等は『儀禮・既夕禮』の「遷于祖，用軸」の鄭玄註に「軸，軹軸也。……大夫諸侯以上，有四周，謂之輻。天子畫之以龍」。また『通典』卷86「禮・沿革・喪制」（p2321-2346）にも詳しく、「薦車馬明器及飾棺、祖奠、贈賻、遣奠、器行序、挽歌、葬儀」とある。

施銘旌、誌石於壙門之内，置設訖，掩戶，設關籬，遂覆土三。

「誌石車」から「誌石」が下ろされ、墓穴内に納められる。そして墓壙は封じられる。

このように唐代の喪葬儀礼では、副葬の器物・用具等とその配置・順序等について繁縟なまでの細則が制定されていた。それは『儀禮・既夕禮』の註疏に見える所に類似しており、またその式次第も「大唐元陵（代宗陵墓）儀注」に記載する所とよく似ている<sup>74</sup>。その中で大行皇帝に奉ぜられる「哀冊」は墓壙に納められる点、また記載内容上、百官の「誌石」つまり墓誌に近い性質のものである<sup>75</sup>。その起源についてはやはり未詳であるとされるが<sup>76</sup>、『南齊書』卷10「禮志下」に次のようにある。

有司（王儉）奏：“大明故事，太子妃玄宮中又‘石誌’。參議墓銘，不出禮典，近宋元嘉中（424-453）顏延之（384-456）作‘王球石誌’。素族無碑策，故以紀德。自爾以來，王公以下，咸共遵用。儲妃之重，禮殊恆例。既有‘哀策’，謂不須‘石誌’。”從之。<sup>77</sup>

かつて王儉に『喪禮』なる書があり、それにいう「石誌」とは「石誌」と同じ実体、いわゆる墓誌を指す。このように、唐以前から「哀冊」に類似した「石誌」を置く儀礼があり、おそくとも唐代では「誌石」二字に入れ替わって葬礼用語として定着していた。

<sup>74</sup> 『通典』卷86「禮・喪制」の「葬儀・大唐」（p2346-2349）。

<sup>75</sup> 毛遠明『碑刻文獻通論』（中華書局2009年p203）に「至於哀冊刻石起於何時，也還有待出土材料來證明。……有北魏「文昭皇后墓誌」出土，但又並不題‘哀冊’，首題為‘魏文昭皇太后山陵誌銘並序’，仍然是墓誌」。

<sup>76</sup> 唐・李善註『文選』卷59「墓誌」に「吳均『齊春秋』：“王儉曰：石誌不出禮典，起宋元嘉，顏延之為‘王琳[球]石誌’。”また『封氏聞見記』卷6「石誌」（『校注』p56-57）に「齊太子穆妃將葬，立石誌。王儉曰：“石誌不出『禮經』，起元嘉中顏延之為‘王球石誌’。素族無名策，故以紀行述[迹]耳，遂相祖習。儲妃之重，禮絕常例，既有哀策，不煩石銘。”儉所著『喪禮』云：“施石誌于壙裏，『禮』無此制。魏侍中繆襲改葬父母，制墓下題版文。原此旨，將以千載之後，陵谷遷變，欲後人有所聞知。其人若無殊才異德者，但紀姓名、歷官、祖父、姻媾而已。若有德業，則為銘文。”按儉此說，石誌，宋、齊以來有之矣。……隨[隋]代釀家穿旁作窆，得銘曰：“晉司徒尚書令安豐侯王君銘”有數百字。然古人葬者亦有石誌，但不如今代貴賤通為之耳」。

<sup>77</sup> また唐朝の撰『南史』卷11「后妃傳上」ではやや異同があり、「（齊武帝裴皇后薨）時議欲立石誌。王儉曰：“石誌不出禮典，起宋元嘉中，顏延之為王球石誌。素族無銘策，故以紀行。自爾以來，共相祖習。儲妃之重，禮絕恆例，既有哀策，不煩石誌。”從之」という。清・趙翼『陔餘叢考』卷32「墓誌銘」（商務印書館1957年p682）に「王儉謂始自宋元嘉中顏延之，此又何說。竊意：古來銘墓，但書姓名官位，間或銘數語于其上，而撰文敘事，臚述生平，則起于顏延之耳」。

### 誌石と唐「令式」

「誌石」の存在は唐礼に具体的な儀礼として見えるのみならず、それに関する規定も令格式に編入されていた。元和六年（811）「條疏文武官及庶人喪事」<sup>78</sup>に次のように見える。

三品以上：明器九十事，……輜車用開轍車，油幟，朱絲網絡，兩廂畫龍，……輜車、誌石車，任畫雲氣，不得置幟竿額帶等。方相車除裁方相外，及魂車除幟網裙簾外，不得更別加裝飾，並用合轍車。……

五品以上：明器六十事，……減誌石車。……方相用魃頭車，……魂車准前。

九品以上：明器四十事，……減輜車、輜車。……魃頭、魂車准前。

「減誌石車」とは「誌石」を載せる台車を用いないことを謂う。三品以上では「誌石車」を用いるが、五品以上では、つまり四品以下では台車で運ばれない。九品以上についての記載に見えないが、それはすでに四品以下として同様の規定に従う。今これによって、「誌石」=墓誌の扱いについて墓主の品階による等級差をつけた規定が存在したことが知られる。また、会昌元年（841）の御史台の奏請「條疏京城百寮及庶人喪葬事」<sup>79</sup>にも次のように見える。

三品以上：輜用開轍車，方相、魂車、誌石車，並須合轍，油幟、流蘇等任准「令式」。……五品以上，輜車及方相、魂車等同三品，不得置誌石車，其油幟等任准「令式」。……九品以上：輜車、魂車等並同合轍車，其方相、魃頭，並不得用楯車及誌石車。其輜車，除油幟流蘇等各准「令式」外，不得用繒綵結絡兼銀器裝飾。

ここでは更に明確な形で規定されており、かつそれが「令式」の条としてあったことが知られる。それは元和六年「條疏文武官及庶人喪事」の「勅旨：「宜依。」」を指す。

唐「令式」の規定によれば、喪葬制度は品階によって三品・五品・九品を界とする三等級に分かれたれ、「誌石車」は三品以上が用い、四品以下は用いない。これは「誌石車」についてであって「誌石」を用いないことを謂うものではない。では、なぜ四品以下では「誌石車」を用いないのか。台車の有無が「誌石」の大小と、直接的には重量と関係があることは容易に想像される。四品以下つ

<sup>78</sup>『唐會要』卷38「喪」、牛繼清『唐會要校證』（中華書局2012年p597）。また『五代會要』卷8「喪葬上」（中華書局1998年p102）に盧文紀「准元和六年十二月刑部兼京兆尹鄭元狀奏條疏文武官及庶人喪葬」。『全唐文』卷855「盧文紀」では「請禁喪制踰式奏」として収める。『全唐文新編（16）』卷855、吉林文史出版社2000年、p10780。

<sup>79</sup>『唐會要』卷38「喪」、『唐會要校證』p599。

まり王侯公卿よりも品階が低い場合、台車を必要としなかったのは、墓誌石板が三品以上と比べて軽量であったからであり、当然それは石板も矮小なサイズであった。ならば「誌石車」の有無の規定がある以上、「誌石」そのもののサイズに関する規定があつてよい。

### 誌石と品階の関係

以上の史料によって、1) 唐「令式」には墓誌制度についても規定があり、2) それには誌石のサイズに関する部分が含まれており、3) 誌石の規模は品階の高下による等級差に基づくものであり、4) それは少なくとも三品以上と四品以下とに分かれていた。しかし墓誌のサイズと「碑碣」令の規定サイズとは同一ではあり得ない。

「碑碣」令によれば、五品以上の墓碑は高さ九尺を越えず、七品以上の墓碑は四尺を越えずであったが、いっぽう誌石の方は、おそくとも元和六年の令格式では、四品以下は一律に「減誌石車」「不得用誌石車」であった。そこで墓誌が「碑碣」令の規定と同じであったと仮定すれば、七品官の墓碑石は高四尺までであり、七品官の誌石は「不得用誌石車」であるから、墓碑は必ずしも正方形ではないが、墓誌は一般に正方形であり、かりに誌石方4尺で厚さ3寸として試算すれば<sup>80</sup>、石板の重量は通常では約350Kgにもなる。これではまず人が運ぶことは困難である。いわんや四品以下をや。台車が使えない五品官の墓碑は九尺以下であるが、たとえば墓誌方8尺の石板は厚さ3寸としても1トン(1,400Kg)を超す。ただし8尺で厚さが僅か3寸はありえないが<sup>81</sup>。物理的な観点から、碑碣と誌石とがサイズ規定において対応しているとは考えられない。

では、等級区分についてはどうか。先に碑碣は三品・五品・七〔九?〕品を下限として区分されると修正したが、誌石は台車の有無によって少なくとも二等級で三品以上のみが対応する。それ以下はすべて一律に同じサイズであったのかどうか。つまり三品以上と四品以下の僅かに二区分しかなかったことになるが、これは当時の品階制に照らして、少なくとも五品以上と以下に界がなかったとは考えにくい。今、喪葬に関連する等級を対照した一覧表を掲げ

<sup>80</sup> 石材の比重は一般に2.7で計算されるから、1.2m(4尺)×1.2m×0.1m×2.7≒349.92Kg。

<sup>81</sup> 多くの出土墓誌資料は縦横の大きさのみで、厚さを示さないが、趙力光主編『西安碑林博物館新藏墓誌續編(上下)』(陝西師範大学出版社2014年)は厚さも記載しており、しかも縦横ともにmm単位で測量している。これによれば墓誌(方1尺から2尺)の厚さは2~4寸が多い。3尺以上のものは、極めて少ないが、4~5寸の厚さがある。

る<sup>82</sup>。

01	品階		一	二	三	四	五	六	七	八	九	庶
02	墓田、墓高	初唐	1	2	3	4	5	6			／	
03		開元二九年	1	2	3	4	5	6			7	
04	墓高（元和三年）		1			2		3	4		5	
05	輻車轆竿旒蘇、方相魁頭		1			2			3		4	
06	明器、喪車、銘旌、石人石獸、輻車等		1			2		3			4	
07	森竿		1					2		3		
08	碑碣	唐令（?）	1					2		3		
		『金石例』	1			2		3		4		
09	薨卒死（稱謂）		1			2		3				
10	誌石車		1			2						

このように喪葬の等級規定は一樣ではなく、碑碣のそれは様々ある中の一つに過ぎない。たしかに喪葬儀礼において、必ずしも全ての規定が三・五・七を界とする三等級、乃至は九品以上を含む四等級であったわけではないが、誌石の重量から窺える二等級制はあまりに少なすぎて喪葬儀礼の通例に合わない。これはあくまでも台車の使用に関する規定と考えるべきであろう。

以上は、文献史料に徴して得られた知見であるが、では実際に出土した誌石群は具体的に如何なる尺寸であり、如何なる等級に帰納できるのか、またその品階との関係はどのようなのか。

#### Ⅳ 出土「墓誌」の尺寸と「唐令式」

近三十年の間に「墓誌」、正確にはそれを刻した石板「誌石」が陸続と出土しており、その数は優に万を越える。その中で最も多いのは唐代の墓誌である。すでに多くが整理され、釈文を施して出版され、研究に供されて多くの成果も出ている<sup>83</sup>。その中で墓誌の形状、中でもサイズ規定についていえば、主

<sup>82</sup> 仁井田陞『唐令拾遺』32「喪葬令」（p806-841）、池田温『唐令拾遺補』32「喪葬令」（p837-847）、また池田温「中國律令と官僚機構」（『前近代アジアの法と社会』勁草書房1967年p167）の「品官待遇略表」、吳麗娛『終極之典—中古喪葬制度研究』（中華書局2012年p507-513）、程義・鄭紅莉「唐令喪葬令」諸明器條復原的再探討」（『中原文物』2012-5期）を参照。

<sup>83</sup> 高橋継男『中国石刻関係図書目録1949-2007』（汲古書院2009年）、曾曉梅『碑刻文獻論著叙録（下）』（線装書局2010年）が詳しい。

に考古学で研究対象とされる所であるが、管見の及ぶ限り、その研究は余り多くない。正面から取り組んだものとしては、齊東方「試論西安地區唐代墓葬の等級制度」<sup>84</sup>、趙超「試談北魏墓誌の等級制度」・『古代墓志通論』<sup>85</sup>がある。今、二氏の推定されている所を整理すれば、次の表ようになる。

品階	齊 東 方	趙 超				
	高宗至玄宗	唐 代	唐初期	中晩唐	北 魏	
太子公主	1米 (約3.3尺) 以上	1米 (3.2尺) 以上			3尺	三公
一二品有功勳等者	近1米 (約3.3尺)				2.4尺以上	二品以上
三品以上	0.8米 (約2.6尺) 左右	0.8米 (2.6尺) 0.75米 (2.5尺) 0.72米 (2.4尺) 以上			2尺以上	三品
五品以上	0.5米 (約1.6尺) 以上	0.54米 (1.8尺) 或0.6 米 (2尺) 以上	0.45米 (1.5尺) 至0.6米 (2尺) 之間	0.35米 (1.16尺) 至0.6米 (2尺) 之間	1.8尺 1.6尺 1.4尺 1.2尺 1尺	四品 以下 (女官 低一級)
九品以上	0.5米 (約1.6尺) 不到	0.42米 (1.4尺) 或 0.48米 (1.6尺) 以上				
無官庶人	0.4米 (約1.3尺) 左右	0.4米 (1.3尺) 左右				

総じていえば二氏の説はかなり近い。1) 墓誌のサイズは等級を反映しており、2) それは品官の高下と比例しており、具体的には二品以上、三品以上、五品以上、九品以上の四等級と無官・庶民を加えれば五等級に分かれる。3) 墓碑では文献史料によれば七品以上があったが、明器等と同じくそれがなく、4) しかし明器等とは違って二品・三品を区別する点に特徴がある。ただし二

<sup>84</sup>『紀念北京大學考古專業三十周年論文集 (1952-1982)』、文物出版社1990年、p293-294。

<sup>85</sup>紫禁城出版社2003年、p150-152。趙超「試談北魏墓誌の等級制度」に「三公：墓誌邊長為3尺。一品二品官員：墓誌邊長為2尺4寸以上。三品官員：墓誌邊長為2尺以上。四品以下官員：墓誌邊長在1尺至1尺8寸之間，隨等級高下分為1尺、1尺2寸、1尺4寸、1尺6寸、1尺8寸等。嬪妃女官の墓誌根據其品秩低于同等品秩的男性官員一級」[隋代以後の墓誌制度基本上沿襲了這一規定，或在其基礎上加以調整]。今、「沿襲」されたという「北魏」も加えておく。『中原文物』2002-1、p56、p63。また同文は『古代墓志通論』p97-98にも見える。なお、東賢司「北魏墓誌の寸法と官位の關連性に關する考察—趙超氏『試談北魏墓誌の等級制度』の批判と張猛龍墓誌の觀察」(『修美』79、2002年)、東賢司「墓主の官位と墓誌の大きさ」(『愛媛大學書道研究』3、2013年、p43-55)では趙氏論文に対して徹底した批判を展開しており、正鵠を得ているか疑問もあるが従うべき点多々ある。

氏の説は、その当否は後に検討するとして、完全には一致しておらず、また曖昧な点も多い。たとえば齊氏の等級ごとのサイズについていう「以上」「左右」「近」等の表現<sup>86</sup>、趙氏の「或」字の使用は明確さを欠き、また「三品以上」が三種あるようにも取れる<sup>87</sup>。

そこで試みに今日までに整理・出版されている唐代出土墓誌資料に拠って初歩的な統計を行ってみる<sup>88</sup>。結果をいえば、推定される所は二氏の説とは全く異なるものとなった。以下、まず統計データに基づいて作成したグラフを示す<sup>89</sup>。篇末の表Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを参照。

### 0) 基礎データと解析の妥当性と限界

使用した基礎データに、縦横サイズの計測・転記等で誤りがないとはいえない。大量の単純集計においては多少は免れ得ないものであり、また石本においては様々な誤差が発生する<sup>90</sup>。今日の出版資料に見えるサイズは出土した誌石そのものによる直接測量かその拓本による間接測量に基づく転記であり、前者

<sup>86</sup> 原文は「第一等級：……墓誌邊長在1米（約3.3尺）以上。這一等級の墓主人為太子、公主。第二等級：……墓誌邊長近1米（約3.3尺）。這一等級の墓主人，為一、二品的高官，而且有特殊の功勳、勢力，採用了高于一般品官的埋葬。第三等級：……墓誌邊長0.8米（約2.6尺）左右，這一等級的墓主人都是一、二、三品官吏。第四等級：……墓誌邊長一般在0.5米（約1.6尺）以上。這一等級的墓主人為四、五品官吏。第五等級：……墓誌邊長不到0.5米（約1.6尺）。這一等級的墓主人為六至九品的官吏。第六等級：……墓誌邊在0.4米（約1.3尺）左右。這一等級的墓是無官品的庶人墓」。

<sup>87</sup> 原文は「如初唐の三品以上官員墓誌要達到邊長0.75米 [2.5尺] 以上，很多達到邊長0.86米 [2.8尺] 以上，地位特別高的可以達到1米以上。……一般三品以上官員的墓誌邊長在0.8米（即唐尺2尺6寸）以上，予以特殊埋葬待遇的王子、公主和功勳卓著的一、二品高官墓誌邊長可以達到1米（即唐尺3尺2寸）以上。……唐代初期，三 [四?] 品以下的中下級官員多使用邊長0.45米 [1.5尺] 至0.6米 [2尺] 的墓志，……唐代對於使用二尺四寸以上墓志的高級官員身份 [三品以上?] 限制得比較嚴格，而下級官員與中層官員之間的界限就不是很明顯了。……五品以上一級的墓誌邊長應該規定0.54或0.6米以上，即1尺8寸或2尺；九品以上一級的墓誌邊長應該規定在0.42或0.48米以上，即1尺4寸或1尺6寸以上。庶民使用的墓誌邊長一般在0.4米 [1.3尺] 左右，也有少數平民的墓誌達0.6米 [2尺] 以上。……中晚唐時期，高級官員的墓誌形制明顯變小，……而其他大多數墓誌邊長在0.35 [1.16尺] 至0.6米 [2尺] 之間，與初唐時期相比，沒有太大的變化」。( ) は原文の注。尺と米とが使われて混乱するため、氏の換算率に基づいて [ ] で補って表記の統一をはかった。また、「～以上」「～以下」の用語が曖昧である。一般には「～」を含む。

<sup>88</sup> 『隋唐五代墓誌匯編』（天津古籍出版社1991-1992年）全30冊（内『索引』1冊）を用いた。収録は約5,000余方であるが、唐代の墓誌に限定し、墓表・墓蓋・釋氏塔銘や缺泐のもの及び『新疆卷』を除く計約2,000方に拠る。『新疆卷』では別に一表を作る。

<sup>89</sup> 縦軸は墓誌の出土数（枚）を、横軸は墓誌の一辺（cm）を表わす。

<sup>90</sup> 『隋唐五代墓誌匯編』全30冊内『索引』1冊を除く29冊中、『洛陽卷』が14冊、『陝西卷』が4冊を占める。千唐誌齋の貢献によって洛陽のものが多い。

では四辺の断面が大なり小なり欠損・磨滅しているために<sup>91</sup>、後者では湿度・皺等による紙の伸縮や墨の濃淡にもよって、差異が生じる。しかし、仮に全例の1%において長さ±1%の誤りがあったとしてもこれは誤差の範囲であり、さらに50%もの事例に長さ±10%の誤りが存在したとしても、それらはすべての例が同条件のもとに置かれて一部に対して故意に行ったものではないから、統計学的に大勢を窺うことは可能である。

また、当時は尺寸を単位としており、そもそも当時所用の唐尺自体に誤差がある。現存の18枚によれば最大で一尺（約30cm）に対して約2cm=±1cmに達する<sup>92</sup>。一般の唐尺は一枚を10に区切って十寸を示すが、寸内には区切り（分）が施されていないから<sup>93</sup>、当時、石板を成形するには最大で1寸=±1.5cm以内の差異は許容されたであろう。誌石は、少数の“碑形”墓誌を除いて、約99%がほぼ正方形であるが、たしかに正方形を意識して成形された場合でも、実際に縦横が相違する例は少なくない<sup>94</sup>。縦横の相違も1寸内=±1cm前後に収まっているといえよう。また誤差は、今日整理された多くの資料がメートル法を用いて表記していることにも起因する。たとえば32cmと測量されたものがあるとして、それが当時の意識として1尺であったのか1尺1寸であったのか判断し難い。なお、先の二氏の推定ではメートル法で尺寸に換算されており、唐尺の実際や誤差の諸因については問題視されていないようである。

また、出土墓誌の数量差においても考慮すべき点がある。まず、出土した地域における偏りがある。基礎データには洛陽出土のものが圧倒的に多く<sup>95</sup>、王

<sup>91</sup> 『隋唐五代墓誌匯編』では基本はcmを単位とするが、偶にmmに及ぶものがある。たたし「～.5釐米」のように0.5cmが多い。『西安碑林博物館新藏墓誌續編（上下）』（陝西師範大学出土総社2014年）はmm単位で記載する。

<sup>92</sup> 『漢語大詞典』（漢語大辭典出版社2000年）附録「中國歷代度量演變測算簡表」（p5）には出土した唐の木尺・銅尺・鏤牙尺10枚の長さを記載しており、短いものは29cm、長いものは31.2cmある。また正倉院所蔵の唐尺の鏤牙尺8枚はそれぞれ29.55cm、29.7cm、29.8cm（2枚）、30.2cm（2枚）、30.5cm、30.7cmである。『正倉院寶物・北倉』朝日新聞社刊1987年、No.46-51、「解説」p26；『正倉院寶物・中倉』朝日新聞社刊1988年、No.27-28、「解説」p12。

<sup>93</sup> 正倉院所蔵の唐尺8枚は全て10区が劃されている。また3寸の小尺3枚を所蔵しており、2枚（6.35cm、6.9cm）、1枚（5.9cm）には寸内に10本の線が引かれている。『正倉院寶物・中倉』No.44、「解説」p18。

<sup>94</sup> 『隋唐五代墓誌匯編・洛陽卷』と『西安碑林博物館碑刻總目提要』（線裝書局2006年）「（唐）墓誌」序号313-820は同一の墓誌を収蔵しているが、記載されている長さが異なるものは少なくない。

<sup>95</sup> 『隋唐五代墓誌匯編』（天津古籍出版社1991-1992年）全30冊（内『索引』1冊）を用いた。収録は約5,000余方であるが、唐代の墓誌に限定し、墓表・墓蓋・釋氏塔銘や缺泐のもの

侯や陪葬の功臣の墳墓はほんらい西安に多い。また王侯・陪臣と一般官吏は往々に墳墓の地を異にする。さらに、皇帝一人を頂点とするピラミッド型の官僚体制の中で王侯や高品官者の絶対数は少ないが、かれらの墳墓は巨大であるために比較的多く保存されており、またそれらの墓誌も巨大であって発見されやすく、重量があるために盗掘を免れやすい。これに対して低品官のものは墓誌も墳墓も小規模であるために、運びやすく、散逸しやすく、あるいは埋没しやすい。このような状況は出土数の多寡にも反映されているはずである。

このように時・地・人等々に起因して様々な相違・誤差が発生するが、誤差として±1cm幅は考慮する必要がある。以上のことを念頭に入れた上でグラフⅠ・Ⅱ・Ⅲ（篇末に掲載）の初歩的な統計結果の解析を試みる。

### 1) 数量上の集中

誌石のサイズには幾つかの顕著な集中が観られる。表《Ⅰ》は時代ごとに分けた出土誌石（1,866方）を誌石サイズ（X軸）によって累積（Y軸）した分布を観たものであるが、数量の違いは大・中・小の三つ峰の形をとって現れている。また、表《Ⅱ》は品階が究明できる誌石（822方）に限定して累積分布を示したものであり、ここにも顕著な三つの集中が認められる。ともに最大の収斂は45cmを頂点とする巨大峰、第2は73-75cmの中峰、第3は88-93cmの小峰である。巨大峰の頂点の前後にも大峰があり、それら諸峰が一体となって巨大峰を成している。以下、第一の小峰（頂点88-93cmあたり）をC、第二の中峰（73-75cm）をB、第三の巨大峰中の大峰（60cm）をA<sub>01</sub>、大峰（53-55cm）をA<sub>02</sub>、最高峰（45cm）をA<sub>03</sub>、大峰（36-37cm）をA<sub>04</sub>と呼んで区別する。

このような顕著な集中現象は偶発的なものではあり得ない。つまり自然界で観察される秩序ある現象でもなければ、制作者個々の自由意思によって制作されたランダムな結果などでもない。ならば、この集中は何を反映しているのか。サイズにおける等級規定があったと考えねばならない。

### 2) 時代上の変遷

表Ⅰ-01～06は《Ⅰ》に基づいて断代した、一定期間における累積である。王朝の変遷を意識したが、時間は均等ではない。01（高祖・武徳-太宗・貞観）25年間と02（高宗・永徽-中宗・嗣聖）34年間、さらに03（垂拱-長安=武周）19年間、以上の78年間が初唐に、04（中宗・神龍-玄宗・天寶）50年間が盛唐

---

及び『新疆卷』を除く計約2,000方に拠る。『新疆卷』では別に一表を作る。

に、05（肅宗・至徳-文宗・大和）52年間に中唐に、06（文宗・開成-僖宗・乾符）44年間に晩唐に、ほぼ当たる<sup>96</sup>。全体の趨勢としては初唐01・02ではA峰が突出しており、B・C二峰は顕著ではないが、下って盛唐04に至ってややB・Cが顕著となり、さらに中晩唐期05・06に至ってはAとB・Cがそろって《Ⅰ》や《Ⅱ》の形に近づく。

初唐ではほとんどがA<sub>01</sub>以下にあってA<sub>03</sub>に集中している、つまり巨大な墓誌が少ない。それは先の墳墓の規模（方・高）の改定でも知られるように、創業期にあって制度が整備されていなかったからではなかろうか。いっぽう盛唐に巨大墓誌が増加する。睿宗・太極元年（712）に

送葬明器等物，具標格令，品秩高下，各有節文。……比者，王公百官就為厚葬，偶人象馬，雕飾如生……風俗流行，下兼士庶。若無禁制，奢侈日增。といひ<sup>97</sup>、玄宗・開元二九年（741）に明器の数について

庶人先無文：請限十五事。

といひ<sup>98</sup>、また『封氏聞見記』に

順情虛飾，遂成風俗。

とあるのは、盛唐期における厚葬の流行と制度整備があったことを告げている。この時期の制度整備や官位の濫授の風潮が背景として考えられよう。変遷の原因は興味深い課題であるが、現段階での史料での究明は困難である。ただここでは、Ⅰ-03武周期を境界として前期と後期の間に顕著な変化、つまり巨大一峰から連峰となって拡散すること、また巨大峰Aの変化、つまり頂点がA<sub>03</sub>からA<sub>04</sub>へと大きく移動することに注意しておきたい。このような現象の出現は、この間に複数の峰を形成せしめる力が働いていたからであり、制度の改定があったことが推測される。

### 3) 等級の存在

全体を概観すれば、ABC三峰の高度と数量は長さに対して段階的に通減している。つまり誌石規模の巨大化と数量は反比例している。これが皇帝を頂点とする唐代九品官人制度に現れるピラミッドの金字型に対応することは、表《Ⅱ》に基づいた品階毎の累積であるⅡ-01・02・03・04・05の推移によっても

<sup>96</sup> ただし唐代の時代区分には古来より諸説があり、通常用いられる初・盛・中・晩の四期においても境界線を何年に置くか、今日でも説が分かれる。

<sup>97</sup> 『唐會要』卷38「喪」：『唐會要校證（上）』（陝西出版集團三秦出版社2012年）p595。

<sup>98</sup> 『唐會要』卷38「喪」p596。

知られる。各小表では、なだらかではあるが、いくつかの峰を成しており、かつそれら連峰全体の位置あるいは最高峰は右から左に、一定の距離を保って、移動している。具体的にはⅡ-03・04・05の三表の頂点と峰形は類似しており、かつⅡ-01・02の二表のそれと異なる。Ⅱ-03・04・05はAを成すものであり、Ⅱ-02はBを、Ⅱ-01はCを形成する。

これら大小の峰が等級を反映していること、誌石サイズに等級の規定があったことは推測されるが、具体的な境界ラインがどこに劃かれていたのか、どの品階に当たるのかの究明は困難を極める。それに先立って幾つかの点を指摘しておかねばならない。

#### 4) もう一つの法則

これらの統計と解析の結果は、先に示した従来の説（斉・趙両氏）とかなり異なる。「三品以上」は「0.72米以上」、「五品以上」は「0.5米以上」とするが、いずれもむしろそれ以下の例の方が圧倒的に多い。従来の説ではこのような現象が全く説明できない。

同一品階層が主峰の他に複数の小峰を有して拡散している。ちなみにⅡ-01ではAだけではなく、B・Cに亘って遍在しており、Ⅱ-02もBだけでなく、むしろAに多く分布するというように、整然とした対応が観られない。大小の峰の存在から等級の存在は推測されるとしても、このような錯綜状態からは品階との対応関係の存在は容認されないであろう。これには種々の誤差や時代変化の反映が考えられるが、他にも重要な一因がある。ここには別の法則が働いている。

それは『唐令』にいう「貴得同賤，賤不得同貴」<sup>99</sup>の原則である。つまり厳格な品階が敷かれていた当時の身分制度にあって上位は下位と同じであってよいが、下位が上位を凌駕僭越することはできない。この原則は先に引用した令式にしばしば見られるもので、「不得過～」等の句で表現されていた。したがってⅡ-01ではCからB・Aに跨って遍在する。先の元稹「開府儀同三司檢校兵部尚書……上柱國南陽郡王（張奉國）贈某官碑文銘」にいうように、三品以上であっても貧困ならばそれ以下に甘んじなければならないのが実情であった。いっぽう斉・趙両氏の説はこれとは全く逆である。等級毎の大きさを全て「～

<sup>99</sup>『五代會要』卷8「喪葬」に「諸喪葬，不得備禮者，貴得同賤，賤不得同貴」とあり、仁井田陸『唐令拾遺』（東京大学出版会1964年覆刻〔初刻1933年〕p840）は唐令と見做している。

以上」の形式で最低限度を示している。これでは出土の実態に全く合わないばかりか、当時一般の規定「不得過～」と正に相反する。

### 5) 誌石サイズの単位

次に、今日の資料で出土墓誌のサイズはメートル法によるcmで記され、あるいはmmまで示されているが、当時は唐尺を用いたのであり、先に述べたように、それ自体に約±1cmの揺れがある。

今、趙氏の等級説を尺寸に換算すれば<sup>100</sup>、一二品は3.2尺、三品以上は2.4尺、五品以上は2尺、九品以上は1.6尺という。部分的に0.4尺の等差漸増となるが、しかし高位層にあっても、つまり巨大誌石においても、2寸や4寸というような、微細な寸単位で実施されたことは、碑碣の例に照らしても、また常識的にも、考えにくい。

それに対して、各《表》全体を通して観察される大小様々な峰の頂点は、基本的に全て唐尺で割り切れる。ちなみにC峰90cm前後は三尺に当たり、B峰75cm前後は二尺半に、A<sub>01</sub>の小峰60cmは二尺に、A<sub>03</sub>主峰45cmが一尺半に当たる。つまり多くの峰の位置は半尺を定数として等差逡減しているのであり、これも偶然の発生ではあり得ない。

### 6) 等級と品階との関係

墓誌の数量分布と品階体系とは明らかに相関関係が認められ、かつ墓誌の半尺ごとの漸増減は等級を反映していると考えられるが、具体的に等級ラインとそれに対応する品階についてはどうか。

先に文献によって考証したように、誌石車の有無、つまり石板の大小によって生じる重量上から三品以上とそれ以下に区別されていた。この等級ラインは最大にして明白なものであり、それに相当する大分断はどこにあるかといえば、Aの巨大峰とBの中峰との間に最大の断層がある。それはI・IIに、またII-03・04・05・06の三表の類似とII-01・02の二表の類似とこの二者の相異にも現れている。つまり三品と四品との境界はBとAとの間にあると考えるべきであろう。ちなみに方二尺半（厚さ三寸）の石材は約137Kgで台車を要するが、方二尺（厚さ二寸）以下ならば約58Kg以下であるから、2～3人で運ぶ（二人で担ぐ）ことが可能である。ただし蓋石も同等のサイズであり、同等の重量がある。その前にある小峰Cの3尺もの巨大誌石は極少数にして一品の諸王や

<sup>100</sup> 先に原文を示した通り、氏の説は複数を示し、また「或」を用いて不明快である。ここでは「A或B」のBに拠る。

詔勅によって功臣に賜った極めて特殊なケースに当たるであろう<sup>101</sup>。そこでAの巨大峰が四品以下ということになるが、AはⅡ-02のA<sub>01</sub>とⅡ-03・04・05のA<sub>03</sub>に大別されるから、A<sub>01</sub>が五品以上、最大のA<sub>03</sub>が九品以上および無官の処士等ということになる。このCB・A<sub>01</sub>・A<sub>03</sub>の三峰の存在は、古礼「卿・大夫・士」やそれに由来する“薨・卒・死”の喪葬礼に相当する。

また、A<sub>04</sub>にも等級ラインがあったであろう。それは表《Ⅲ》（新疆）によっても推測される。表《Ⅲ》は高昌国の、時代は初唐から盛唐にかけての墓誌であり<sup>102</sup>、全体数が少ないが、明らかに36-37cmを頂点とする峰型が存在しており、この集中はⅠ-04・05・06の唐代後半やⅡ-03・04・05六品以下の基層において、広く観られる。新疆出土の墓誌には別に特徴があり、ほとんどのものが「墓表」と題されているが、実際には「墓道口」<sup>103</sup>にあったらしく、墓表は造っても墓誌は造られていないようであり、またほとんどのものが磚瓦を用いて朱書されており、墓主の多くが基層の文武官である。

このA<sub>04</sub>とほぼ重なるのがⅡ-06士族の塲子女の墓誌である。恐らく高官であった父母の墳墓に付随して出土したものであろう。出土数は更に少ないが、この類は39cmから30cmに集中している。このあたりにも等級があったはずであり、しかも塲子女であるから最下等級に属したはずである<sup>104</sup>。この範囲は正に《Ⅲ》（新疆）の大峰に当たる。この小誌石A<sub>04</sub>は、A<sub>03</sub>一尺半に続くものであるが、しかし30cm一尺ではなく、あきらかに36cm一尺二寸である。ちなみに一尺二寸は古来より公文書の用紙サイズ（縦）であり、あるいはこれと関係があるかも知れない。

以上によって、C=90cm三尺、B=75cm二尺半、A<sub>01</sub>=60cm二尺、A<sub>03</sub>=45cm一尺半、

<sup>101</sup> 墓誌ではないが、喪葬における特例の存在は、『舊唐書』卷120「郭子儀傳」、『冊府元龜』卷319「宰相部・褒寵」に「舊令：一品墳高一丈八尺，而詔特加十尺」によっても知られる。また、『通典』卷86「禮・凶・喪制」の「贈賻」下に「別敕賜者，不在折限」（p2333）、『唐六典』卷23「甄官署」の「明器之屬」下の註記に「別敕喪者供，餘并私備」、『唐會要』卷38「喪」に開元二十九年「別敕優厚官供者，准本品數十分加三等」（p596）。

<sup>102</sup> 『隋唐五代墓誌匯編』の『新疆卷』。収録の出土墓誌は麴氏高昌国時代のもので、貞観年間後期から開元年間までに当たる。

<sup>103</sup> 侯燦等『吐魯番出土磚誌集注』（巴蜀書社2003年）上冊「綜述」p1。

<sup>104</sup> 『唐會要』卷38「喪」に会昌元年「御史臺奏請條流京城文武百寮及庶人喪葬事：……工商百姓諸色人吏無官者、諸軍人無職掌者：喪車不使油幟、流蘇等飾，……挽歌、鐸、鬃，竝不得置。……明器任以瓦、木為之，不得過二十五事，四神、十二時竝在內，每事不得過七寸」（p599）。これが最下等級の規定であるが、副葬品の規定であって誌石についての言及は見えない。

$A_{04}=36\text{cm}$ 一尺二寸の集中と半尺を単位とした等差性から、漸次減少して行く等級が存在しており、それは当時の官僚制度であった九品制の基底にある周礼以来の階層意識を反映したものであって、おそらく一品が三尺以下、三品以上が二尺半以下、五品以上が二尺以下、九品以上および無官の士が一尺半以下、庶民は一尺二寸以下であったと推定される。ただ、不明なのが $A_{02}$ の存在であり、中唐から顕著になってくる。これが $A_{01} \cdot A_{03}$ の誤差の拡散でなければ、中唐（元和）以降、九品以上が細分されて七品以上の一尺八寸が加えられたのであろうか。Fig.02を参照。ちなみに墳墓規模では、おそくとも元和年間に六品から九品までの一等級の間に七品以上が加わり、三品以上・五品以上・七品以上・九品以上・庶民の五等級に分かれた。

以上は現段階での仮説に過ぎず、品階と墓誌等級の関係についてはなお不明な点が多い。かつて葉昌熾は柳文に載せる「葬令」の「碑碣之制」の条を引いた上で<sup>105</sup>

然稽之唐碑，亦不盡符。如逸人竇居士未有爵位，以宦者之父，而李北海題其碑曰「神道」；潘尊師碑，巍然巨製，而題為「碣」。如此之類，未可枚舉。と<sup>106</sup>、実物と規定の矛盾を指摘した。これは碑碣に注目したものであるが、墓誌についても同様の事態が存在する。その原因としては様々なことが考えられる。特例のほかにも、散官と散試官および職事官との関係<sup>107</sup>、蔭品との関

<sup>105</sup> 四十五卷本卷9「唐故兵部郎楊君（凝）墓碣」（貞元十九年）に「葬令曰：“凡五品以上為碑，龜趺螭首；降五品為碣，方趺圓首，其高四尺。”按郎中品第五，以其秩不克偕，降而從碣之制」。なお、職事官の兵部郎中は従五品上であるが、楊凝は「守尚書兵部郎中」（貞觀令に「以職事（官）高（於散官）者為守，職事卑者為行，仍各帶散位」）であり、散官は五品に至っていないなかったために「降而從“碣”之制」した。唐制では「行、守者從高」（『通典』卷86「禮・喪制」の「大唐制」の「贈賻」、p2333）であったが、この例によれば、職事官が高くても散官の方に従ったことが知られる。ただし王德權「唐代律令中の“散官”與“散位”」（『中國歷史學會史學集刊』21、1989年、p74）は懷疑して「此例時代較晚，且未清楚說明是否散位至五品的職事官始可立碑，或者必須職事品與散階均至五品始能立碑。在此無法加以證明。再者，此例是否可以視為官人自主判斷下所作的決定，而與實際令式的要求不盡相同，凡此皆有待進一步加以檢討」という。

<sup>106</sup> 葉昌熾『語石』卷3、中華書局1994年p155。

<sup>107</sup> 『唐六典』卷18に「百官執事二品以上及散官一品喪」「凡京官職事三品已上、散官二品已上」、『通典』卷84に「諸職事官三品以上、散官二品以上」、また『唐會要』卷38に「元和六年十二月，條流文武官及庶人喪葬」「其散試官，但取散官次第，如散官品卑者即據試官品第。五品以上，遞降一等；六品以下，依本官制度。內侍省品秩高，各隨本秩。有章服者，紫同三品，緋同五品以上，綠及應官並同九品以上」（p598）、「會昌元年」「散試官等，任于階官之中取最高品，第五品以上遞降一等，六品以下依令品」（p599）。「散試官」については議論があり、李錦秀「唐代“散試官”考」（『唐代制度史略論稿』中国政法大学出版社

係<sup>108</sup>、武官・宦官および命婦、女官等の品秩との関係等々があり<sup>109</sup>、しかもこれらは時代によって変化しており、複雑を極める。したがって精確なデータを求めるにはまだ解決すべき多くの問題を残す。

ただ、葉氏が矛盾として挙げる例についていえば、それは「唐喪葬令」の「碑碣之制」条の附則「若隱淪道素、孝義著聞、雖不仕亦立碣」に準じたものであり、このような有徳の「不仕」者の例が墓誌においても多く存在したことは、II-05によっても知られる。「竇居士」の神道碑はさらに「宦者」の請願に由る破格の例であろう。たしかに不一致の例は多く、しかもBに、さらにAにも観られて分散するが、やはり顕著な集中が明らかに存在しており、それは「未可枚舉」というのが印象に過ぎないことを告げている。

### おわりに

凡そ墓誌・墓碑等の石本と集本との間に見られる記載内容の相異は、1) 第三者の手によるものだけでなく、つまり書写の過程や編者・校人・刻工、さらには好事家による重刻、営利を求めて偽造する他人のほか、2) 第一者である作者本人の手による訂正・潤色等があり、3) さらに第二者である当事者の意による場合がある。依頼者喪家は原稿に事実誤認や不本意な字句があればそれを改易する。これは当時すでに容認されていた。4) この他に人の意に出るものではない原因が考えられる。それは誌石面積による制約である。

今日、文献史料には伝わっていないが、唐代には墓誌にも墓碑と同じく品階によるサイズの等級規定があり、おそらく令式に明文があった。墓誌文の長短は基本的には石面の面積によって決まる。一般的にいて高官の墓誌は長く、下位の墓誌は短い。撰者は制約を考慮して作る必要があり、喪家は規定に合わ

1998年)、陳志堅「唐代散試官問題再探」(『北大史學』8、2001年)に詳しい。

<sup>108</sup>『唐會要』卷38に「元和三年」「凡命婦各准本品，如夫、子官高，聽從夫、子。其無邑號者，准夫、子品。廕子孫未有官者、降損有差」(p597)、「元和六年十二月，條流文武官及庶人喪葬」「有品廕家子孫未有官品者，三品以上降三等，五品以上降二等，九品以上降一等。所用品廕，以祖父為日升降」(p598)、「会昌元年，御史臺奏請條流京城文武百寮及庶人喪葬」「有品廕家子孫未有官者，用三品以上廕者降三等，用五品以上廕者降二等，用八品以上廕者降一等，用九品者不降，仍並須是祖父母廕」(p599)。

<sup>109</sup>『唐會要』卷38に「元和三年」「凡命婦各准本品，如夫、子官高，聽從夫、子。其無邑號者，准夫、子品。廕子孫未有官者、降損有差」(p597)、「元和六年十二月，條流文武官及庶人喪葬」「命婦及文武官母、妻，無邑號命婦，各准本品。如夫、子官高，聽從夫、子。其無邑號者，各准夫、子品」(p598)。

せて調整する必要があった。喪家が原稿通りに書くことは、厳密な意味では、通常はあり得ない。少なくとも原稿で多く「某」に作る諱や埋葬の地名・期日等は記入する。そのことは字数を変えるだけでなく、時に行数をも変える。また、意を以て添加削除することも往々にしてあった。当然、これらはさらに字数・行数の調整を余儀なくする。制約のある石面内で、大なり小なり改易する必要が生じ、これも集本と石本の相異を来たす原因の一つとなった。ちなみに『西安碑林博物館新藏墓誌彙編』三冊に唐誌約350方を収めるが<sup>110</sup>、それを瀏覽するに、ほとんどの誌文が石面を満たしている。中には、誌末に二・三行の空白を余している例もあり<sup>111</sup>、いっぽう石面に収まらず、末行の銘詞等を途中で削除しているもの<sup>112</sup>、あるいは末行を小さく書き詰めて調整しているもの<sup>113</sup>、甚しきは石面が足りずに蓋底に書き続けているものさえある<sup>114</sup>。しかしこれらは極少数であり、90%以上の墓誌では見事に全文が石面に収まっている。それは喪家や書丹者・鉤勒者が、先ず規定された墓誌石板の面積と「某」等の補填、文字の大きさ、空格、提行を、さらに喪家の改易による増減などを考えて、上石する前に字数を調整していたからに他ならない。むろん依頼された撰人も事前にこの点を考慮していたはずである。

しかし墓誌の規定は碑碣のそれとは異なっていた。碑碣の場合は三品以上は高一丈二尺、五品以上は九尺、七〔九?〕品以上は四尺を越えないとするものであったが、墓誌の場合は一品不得過三尺、三品以上不得過二尺半、五品以上不得過二尺、九品以上不得過一尺半、庶民不得過一尺二寸であったと推定される。三品以上は「誌石車」、墓誌石板を運ぶ台車の使用も規定されていた。方二尺（厚さ二寸）以下の石材は二人で担いで運ぶことが可能である。

<sup>110</sup> 趙力光主編、線装書局2007年。収録数は『隋唐五代墓誌彙編』より少なく、その約十分の一であるが、よく整理されており、印刷も鮮明である。徐海東「『西安碑林博物館新藏墓誌彙編』唐代墓誌補正」（『出土文獻綜合研究集刊』第二輯、2015年）があるが、本書に限らず、大量のデータを扱えば失誤は免れがたい。

<sup>111</sup> 「李立言墓誌」（『西安碑林博物館新藏墓誌彙編（上）』p62）48-46cm、「宮人九品墓誌」（p139）42cm、「宮人九品墓誌」（p166）36cm、「別智福墓誌」（p307）57-53cm、「溫紀墓誌」（中冊p397）39cm、「郭文喜墓誌」（p473）58cm。

<sup>112</sup> 「武宜墓誌」（中冊p349）42cm、「李懷墓誌」（中冊p369）34cm、「翟洪景墓誌」（中冊p506）34cm。

<sup>113</sup> 「程穎墓誌」（上冊p214）49cm、「郝璋墓誌」（上冊p283）44cm、「苗寧墓誌」（中冊p387）49cm、「司徒□臣墓誌」（中冊p407）56cm、「牛敬福墓誌」（中冊p519）51cm、「孫進墓誌」（中冊p521）37cm。

<sup>114</sup> 「法津禪師墓誌」（中冊p527）45cm。

所期の目的は、文学研究の観点から発して、集本と石本の相異の原因の一つとして墓誌の原作と誌石面積の関係を考えることにあり、等級による尺寸の規定について、ただ「七品以上」の有無については不安を残すが、ほぼ全体を概観することができた。全容を解明したとは言い難いが、少なくとも従来の考古学の説は多くの矛盾と問題点を含み、成立しにくい点において再考の余地があることを指摘し、叩き台を提示した。しかし精確なデータを収集して再考しても究明は困難であるかも知れない。喪葬制度についてしばしば整備と改定とその徹底が叫ばれたように<sup>115</sup>、規定はあまり遵守されなかったらしいからである。特に外から窺い知れない墓内の副葬品がそうであり、誌石も墓内に厳封されてしまう点において副葬品と同じである。誌石にも品階に応じた等級規定があったとしても一体どれだけ遵守されたであろうか。各峰の裾野とその連結はそれを示しているかも知れない。潘昂霄をして「大小無定制」と言わしめた所以である。

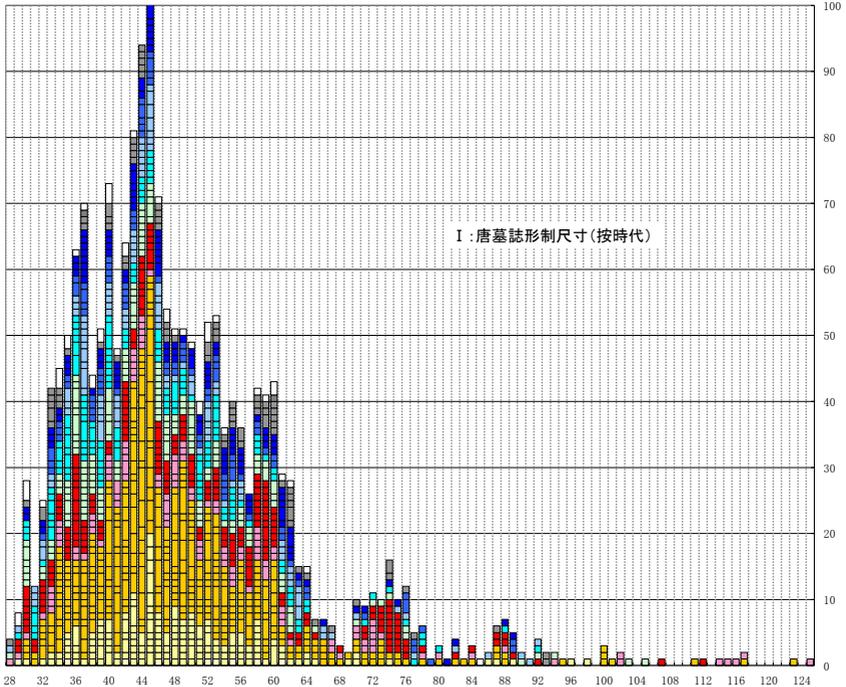
2016/09/15

\* 本稿は平成29年（2017）科学研究費補助金（課題番号17K02644）による研究成果の一部である。

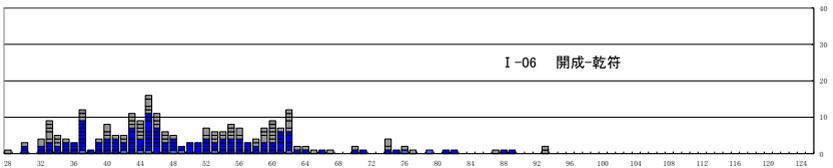
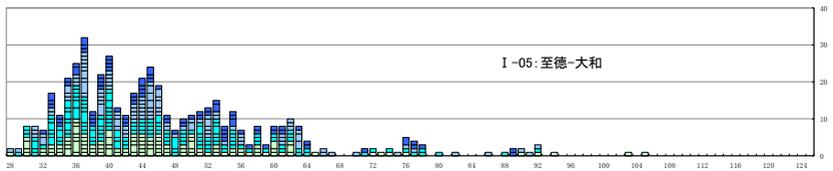
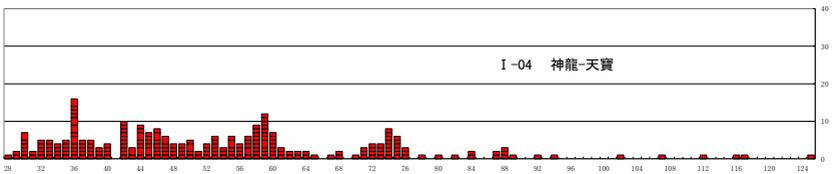
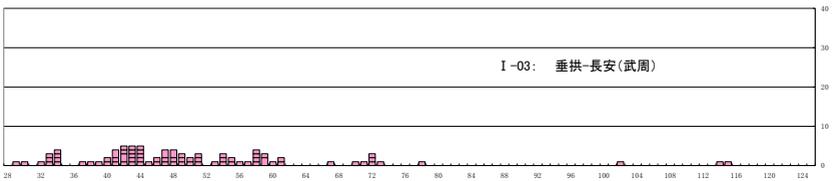
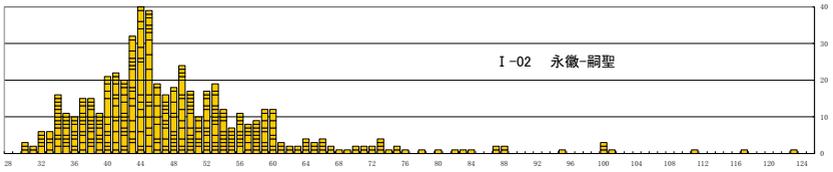
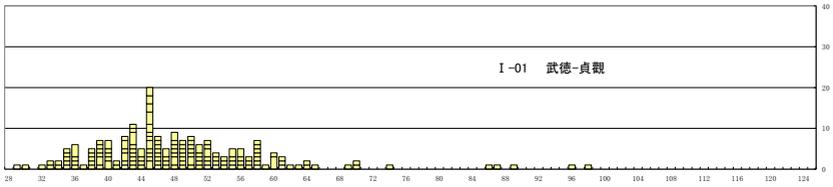
---

<sup>115</sup> 『唐會要』卷38「喪」に太極元年（712）「送葬明器等物，具標格令，品秩高下，各有節文。……比者，王公百官競為厚葬，偶人象馬，雕飾如生……風俗流行，下兼士庶。若無禁制，奢侈日增」（p595）、元和三年「是時厚喪成俗久矣，雖詔令頒下，事竟不行」、「元和六年素有章程，歲月滋深，名數差異，使人知禁，須重發明制度，庶可經久」（p597-598）、会昌元年「喪葬之禮，素有等差，士庶之家，近罕遵守，逾越既甚，糜費滋多。臣忝職憲司，理當禁止。雖每令舉察，亦怨謗隨生。……減刻過多，遂令人情易逾禁，將求不犯，實在稍寬。臣酌量舊儀，創立新制，所有高卑得體，豐約合宜」（p600）。

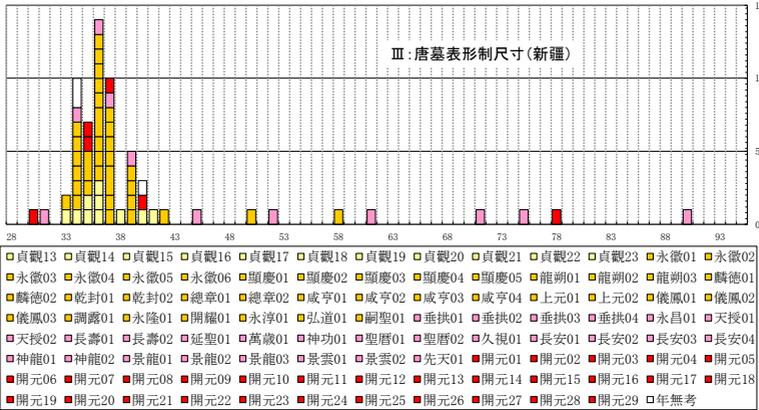
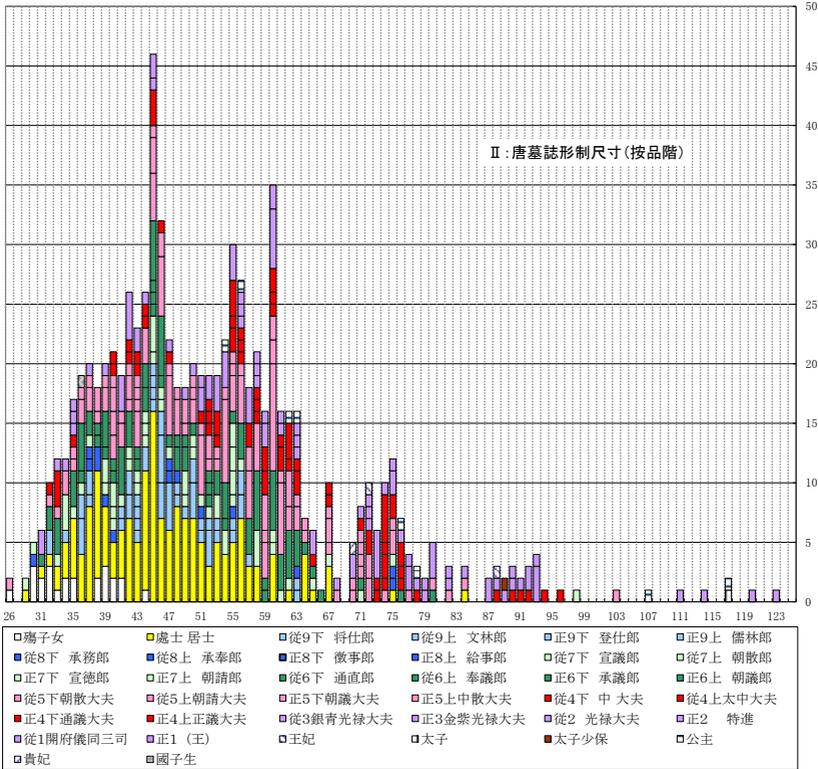
なぜ石本は信頼できないのか  
 —唐代墓誌の等級と尺寸と「唐令式」

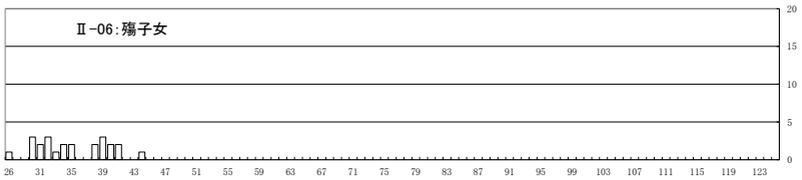
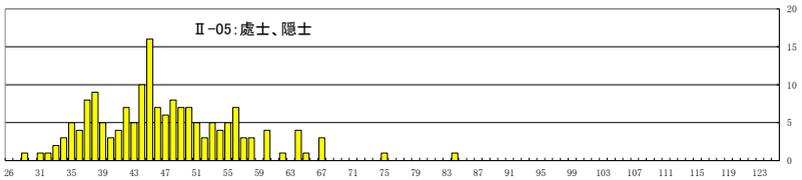
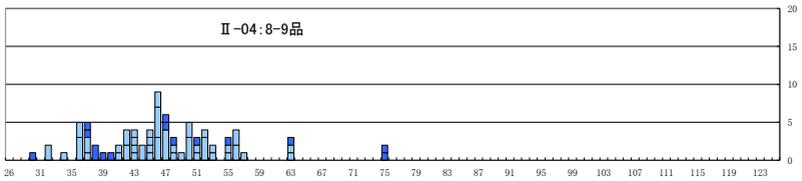
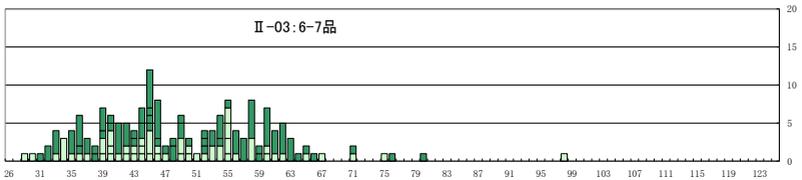
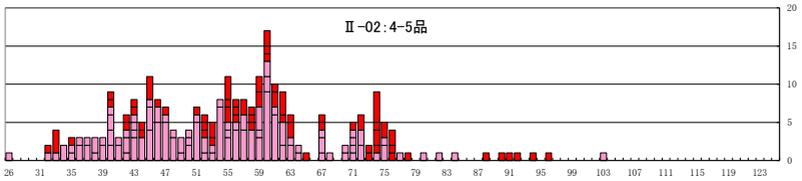
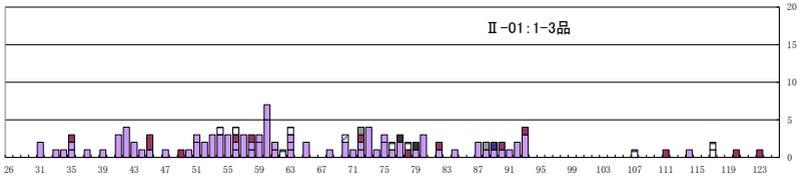


- 武德08 □ 武德09 □ 貞觀01 □ 貞觀02 □ 貞觀03 □ 貞觀04 □ 貞觀05 □ 貞觀06 □ 貞觀07 □ 貞觀08 □ 貞觀09 □ 貞觀10 □ 貞觀11
- 貞觀12 □ 貞觀13 □ 貞觀14 □ 貞觀15 □ 貞觀16 □ 貞觀17 □ 貞觀18 □ 貞觀19 □ 貞觀20 □ 貞觀21 □ 貞觀22 □ 貞觀23 □ 永徽01
- 永徽02 □ 永徽03 □ 永徽04 □ 永徽05 □ 永徽06 □ 顯慶01 □ 顯慶02 □ 顯慶03 □ 顯慶04 □ 顯慶05 □ 龍朔01 □ 龍朔02 □ 龍朔03
- 麟德01 □ 麟德02 □ 乾封01 □ 乾封02 □ 總章01 □ 總章02 □ 咸亨01 □ 咸亨02 □ 咸亨03 □ 咸亨04 □ 上元01 □ 上元02 □ 儀鳳01
- 儀鳳02 □ 儀鳳03 □ 調露01 □ 永隆01 □ 開耀01 □ 永淳01 □ 弘道01 □ 嗣聖01 □ 垂拱01 □ 垂拱02 □ 垂拱03 □ 垂拱04 □ 永昌01
- 天授01 □ 天授02 □ 長壽01 □ 長壽02 □ 延聖01 □ 萬歲01 □ 神功01 □ 聖曆01 □ 聖曆02 □ 久視01 □ 長安01 □ 長安02 □ 長安03
- 長安04 □ 神龍01 □ 神龍02 □ 景龍01 □ 景龍02 □ 景龍03 □ 景雲01 □ 景雲02 □ 先天01 □ 開元01 □ 開元02 □ 開元03 □ 開元04
- 開元05 □ 開元06 □ 開元07 □ 開元08 □ 開元09 □ 開元10 □ 開元11 □ 開元12 □ 開元13 □ 開元14 □ 開元15 □ 開元16 □ 開元17
- 開元18 □ 開元19 □ 開元20 □ 開元21 □ 開元22 □ 開元23 □ 開元24 □ 開元25 □ 開元26 □ 開元27 □ 開元28 □ 開元29 □ 天寶01
- 天寶02 □ 天寶03 □ 天寶04 □ 天寶05 □ 天寶06 □ 天寶07 □ 天寶08 □ 天寶09 □ 天寶10 □ 天寶11 □ 天寶12 □ 天寶13 □ 天寶14
- 至德01 □ 至德02 □ 乾元01 □ 乾元02 □ 上元01 □ 上元02 □ 寶應01 □ 廣德01 □ 廣德02 □ 永泰01 □ 大曆01 □ 大曆02 □ 大曆03
- 大曆04 □ 大曆05 □ 大曆06 □ 大曆07 □ 大曆08 □ 大曆09 □ 大曆10 □ 大曆11 □ 大曆12 □ 大曆13 □ 大曆14 □ 建中01 □ 建中02
- 建中03 □ 建中04 □ 興元01 □ 貞元01 □ 貞元02 □ 貞元03 □ 貞元04 □ 貞元05 □ 貞元06 □ 貞元07 □ 貞元08 □ 貞元09 □ 貞元10
- 貞元11 □ 貞元12 □ 貞元13 □ 貞元14 □ 貞元15 □ 貞元16 □ 貞元17 □ 貞元18 □ 貞元19 □ 貞元20 □ 永貞01 □ 元和01 □ 元和02
- 元和03 □ 元和04 □ 元和05 □ 元和06 □ 元和07 □ 元和08 □ 元和09 □ 元和10 □ 元和11 □ 元和12 □ 元和13 □ 元和14 □ 元和15
- 長慶01 □ 長慶02 □ 長慶03 □ 長慶04 □ 寶曆01 □ 寶曆02 □ 大和01 □ 大和02 □ 大和03 □ 大和04 □ 大和05 □ 大和06 □ 大和07
- 大和08 □ 大和09 □ 開成01 □ 開成02 □ 開成03 □ 開成04 □ 開成05 □ 會昌01 □ 會昌02 □ 會昌03 □ 會昌04 □ 會昌05 □ 會昌06
- 大中01 □ 大中02 □ 大中03 □ 大中04 □ 大中05 □ 大中06 □ 大中07 □ 大中08 □ 大中09 □ 大中10 □ 大中11 □ 大中12 □ 大中13
- 咸通01 □ 咸通02 □ 咸通03 □ 咸通04 □ 咸通05 □ 咸通06 □ 咸通07 □ 咸通08 □ 咸通09 □ 咸通10 □ 咸通11 □ 咸通12 □ 咸通13
- 咸通14 □ 乾符01 □ 乾符02 □ 乾符03 □ 乾符04 □ 乾符05 □ 年無考



なぜ石本は信頼できないのか  
——唐代墓誌の等級と尺寸と「唐令式」





なぜ石本は信頼できないのか  
—唐代墓誌の等級と尺寸と「唐令式」

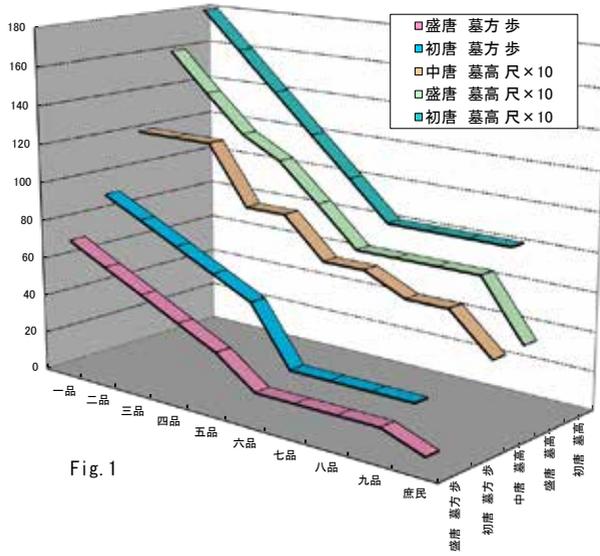


Fig. 1

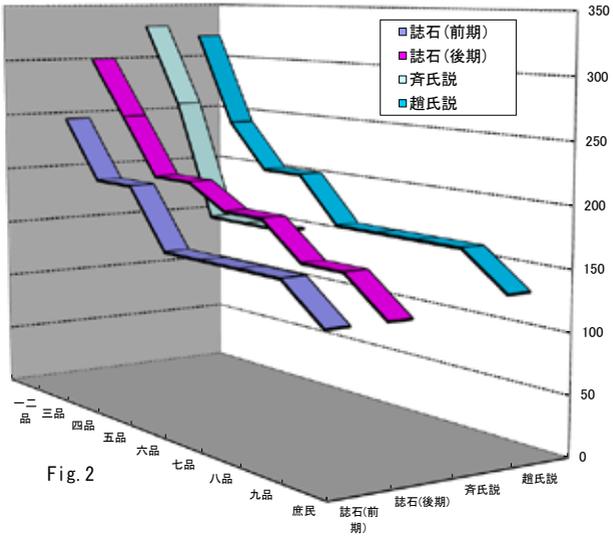


Fig. 2